

(案)

公園・緑地及び土地区画整理事業予定地の
都市計画の見直し（案）

平成25年4月
京都市都市計画施設等見直し検討委員会

1 都市計画公園・緑地の見直し（案）一覧

都市計画公園・緑地の見直し（案）の一覧

NO.	種別	名称	行政区	都市計画決定後の経過年数	計画面積 (ha)	未着手面積 (ha)	見直し（案）	廃止面積 (ha)
1	広域	宝池公園	左京区	69 年	128.9	66.2	存続(変更なし)	0
2	〃	大見公園	左京区	31 年	107.3	107.3	存続(変更なし)	0
3	運動	西京極運動公園	右京区	49 年	19.1	1.0	区域の一部廃止	1.0
4	〃	横大路公園	伏見区	38 年	18.4	2.1	存続(変更なし)	0
5	総合	岡崎公園	左京区・東山区	52 年	15.0	1.0	存続(変更なし)	0
6	地区	塔ノ森公園	南区	38 年	5.4	5.4	存続(変更なし)	0
7	〃	淀城跡公園	伏見区	10 年	3.4	1.7	存続(変更なし)	0
8	近隣	唐橋西寺児童公園	南区	75 年	1.2	0.1	存続(変更なし)	0
9	〃	太秦公園	右京区	71 年	1.9	1.8	区域の一部廃止	1.8
10	〃	三栖公園	伏見区	71 年	2.5	0.2	面積錯誤の訂正	0
11	〃	西野公園	山科区	69 年	2.6	2.5	区域の一部廃止	2.5
12	〃	西中公園	右京区・南区	68 年	2.7	2.6	区域の一部廃止	2.6
13	〃	朱雀公園	中京区	68 年	3.1	1.2	区域の一部廃止	1.2
14	〃	小松原公園	北区	66 年	2.3	2.3	区域の全廃止	2.3
15	〃	東吉祥院公園	南区	66 年	2.9	1.9	区域の一部廃止	1.9
16	〃	二条公園	中京区	65 年	2.2	1.6	区域の一部廃止	1.6
17	〃	伏見公園	伏見区	64 年	2.5	0.2	区域の一部廃止	0.2
18	〃	深草西浦南公園	伏見区	45 年	1.7	0.1	区域の一部廃止	0.1
19	〃	竹田公園	伏見区	38 年	2.5	0.4	区域の一部廃止	0.1
20	街区	生祥児童公園	中京区	65 年	0.13	0.06	区域の一部廃止	0.06
21	〃	五辻児童公園	上京区	65 年	0.22	0.22	区域の全廃止	0.22
22	〃	西九条児童公園	南区	63 年	1.13	0.56	面積錯誤の訂正	0
23	〃	三条東児童公園	東山区	52 年	0.17	0.08	区域の一部廃止	0.08
24	〃	楽只児童公園	北区	61 年	0.31	0.31	区域の全廃止	0.31
25	〃	崇仁児童公園	下京区	59 年	0.42	0.42	区域の全廃止	0.42
26	〃	松賀茂児童公園	左京区	55 年	0.54	0.34	存続(変更なし)	0
27	〃	桜島児童公園	伏見区	53 年	0.22	0.11	存続(変更なし)	0
28	〃	先斗町公園	中京区	51 年	0.15	0.09	区域の一部廃止	0.09
29	〃	薩田公園	左京区	44 年	0.20	0.20	区域の全廃止	0.20
30	〃	西河原北公園	左京区	23 年	0.22	0.22	存続(変更なし)	0
31	〃	醍醐辰巳公園	伏見区	23 年	0.34	0.01	存続(変更なし)	0
32	〃	川田公園	山科区	20 年	0.25	0.02	存続(変更なし)	0
33	〃	戒光公園	南区	19 年	0.32	0.32	存続(変更なし)	0
公園計					330.2	202.7		16.7
34	緑地	桂川緑地	右京区・西京区・南区・伏見区	41 年	488.5	461.2	存続(変更なし)	0
35	〃	東山自然緑地	山科区	39 年	20.4	1.8	存続(変更なし)	0
緑地計					508.9	463.0		0
公園・緑地計					839.1	665.6		16.7

区域の全廃止：都市計画公園・緑地の計画区域が全て未着手であり、計画区域の全てを廃止

区域の一部廃止：都市計画公園・緑地の計画区域の一部が未着手であり、未着手区域の全てを廃止又は一部を廃止

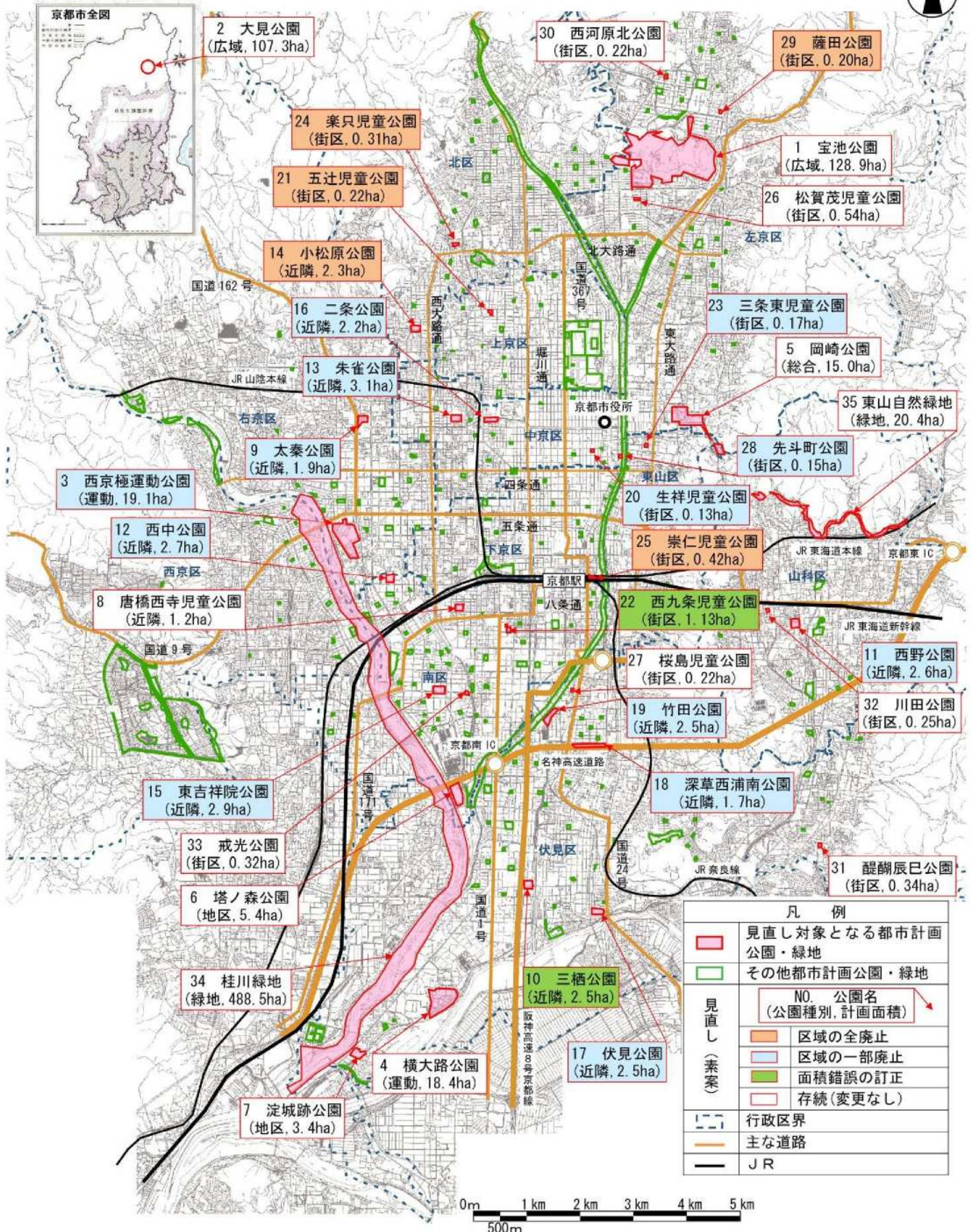
存続（変更無し）：都市計画公園・緑地の計画区域をそのまま存続

面積錯誤の訂正：都市計画公園・緑地の計画面積を計画区域に合わせて訂正

※1 開園済み又は事業中の区域は廃止しません。

※2 都市計画決定後の経過年数は平成 24 年 3 月 31 日現在のものです。

都市計画公園・緑地の見直し（案） 位置図



2 土地区画整理事業の見直し（案）一覧

土地区画整理事業の見直し（案）の一覧

NO.	名称	行政区	都市計画 決定後の 経過年数	計画面積 (ha)	未着手 面積 (ha)	見直し（案）	廃止面積 (ha)
1	西京極地区 土地区画整理事業	右京区・南 区・下京区	73 年	97.2	97.2	区域の全廃止	97.2
2	太子地区 土地区画整理事業	右京区・ 中京区	73 年	227.1	206.3	区域の一部廃止	206.3
3	太秦地区 土地区画整理事業	右京区・ 中京区	73 年	100.2	100.2	区域の全廃止	100.2
4	伏見地区 土地区画整理事業	伏見区	52 年	85.2	85.2	区域の全廃止	85.2
5	松ヶ崎地区 土地区画整理事業	左京区	50 年	101.5	101.5	区域の全廃止	101.5
6	山科東部地区 土地区画整理事業	山科区	48 年	251.6	251.6	区域の全廃止	251.6
7	洛北第一地区 土地区画整理事業	左京区	46 年	94.5	9.8	区域の一部廃止	9.8
8	洛北第二地区 土地区画整理事業	左京区	44 年	120.0	66.7	区域の一部廃止	66.7
9	洛北第三地区 土地区画整理事業	左京区	44 年	55.5	22.9	区域の一部廃止	22.9
10	洛西第一地区 土地区画整理事業	西京区	40 年	79.0	5.9	区域の一部廃止	5.9
11	洛西第二地区 土地区画整理事業	西京区	40 年	98.1	1.5	区域の一部廃止	1.5
12	洛西第三地区 土地区画整理事業	西京区	40 年	10.0	10.0	区域の全廃止	10.0
13	上烏羽南部地区 土地区画整理事業	南区・ 伏見区	40 年	166.8	15.8	区域の一部廃止	15.8
合計				1,486.7	974.6	廃止合計	974.6

区域の全廃止：土地区画整理事業の計画区域が全て未着手であり、計画区域の全てを廃止

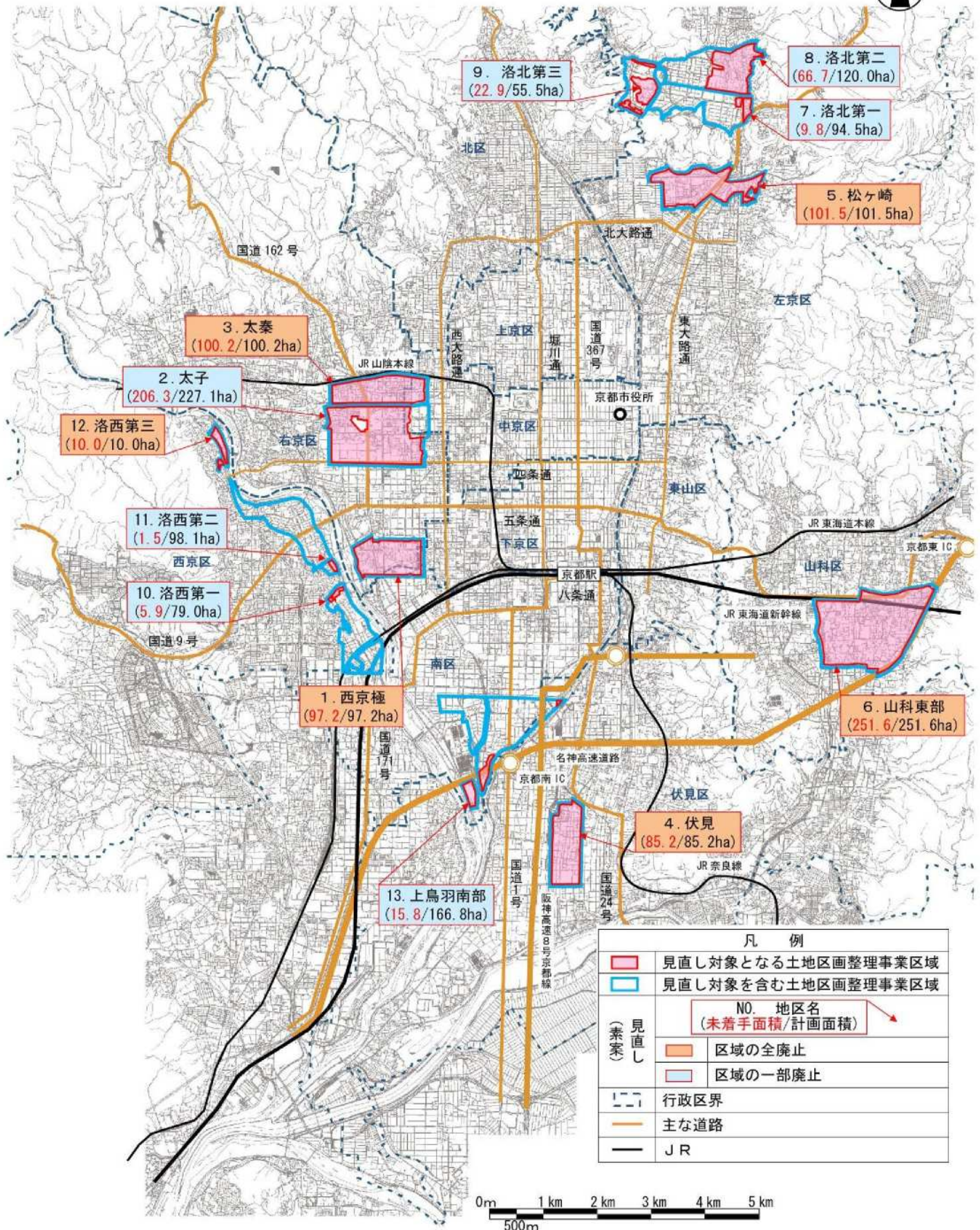
区域の一部廃止：土地区画整理事業の計画区域の一部が未着手であり、未着手区域を廃止

※1 完成又は事業中の区域は廃止しません。

※2 西京極、太子、太秦、伏見、松ヶ崎地区の一部が木造密集市街地と重複しています。

※3 都市計画決定後の経過年数は平成 24 年 3 月 31 日現在のものであります。

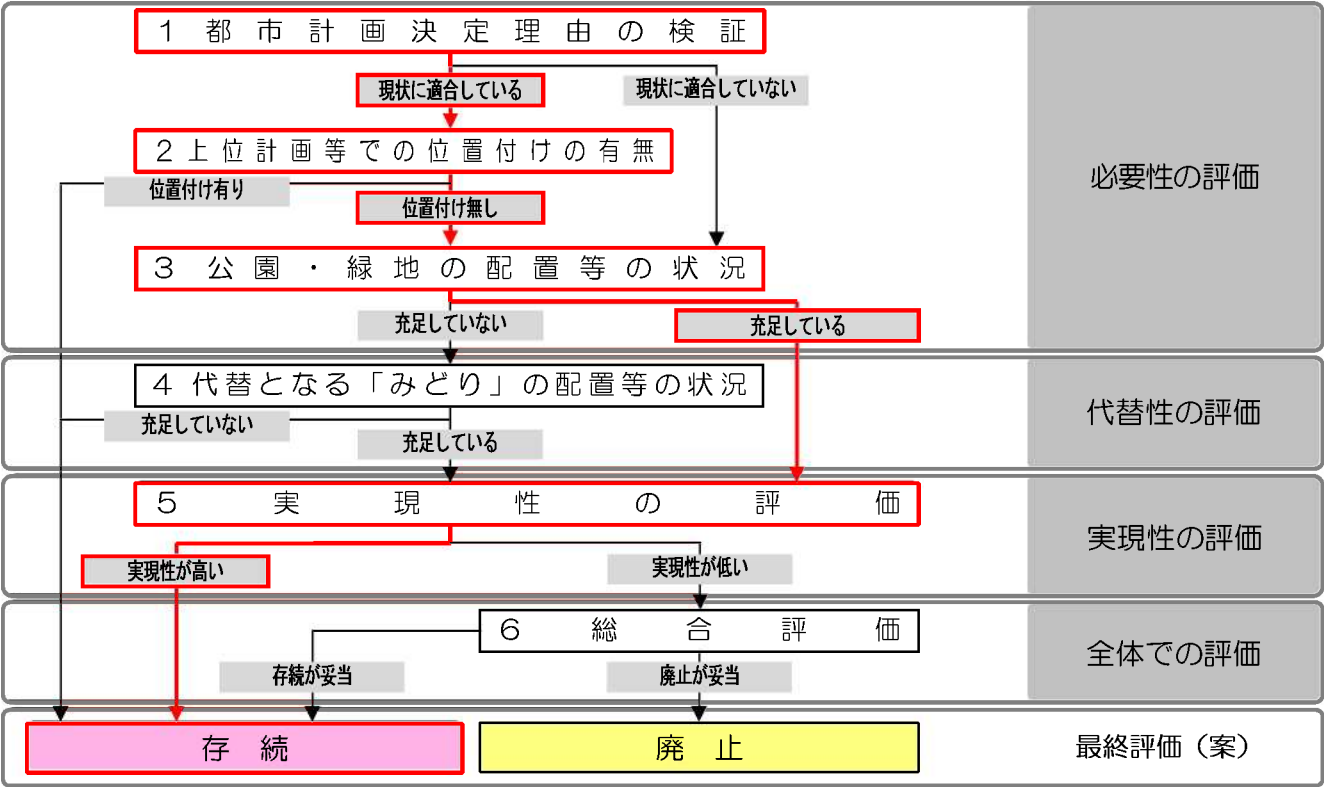
土地区画整理事業の見直し（案） 位置図



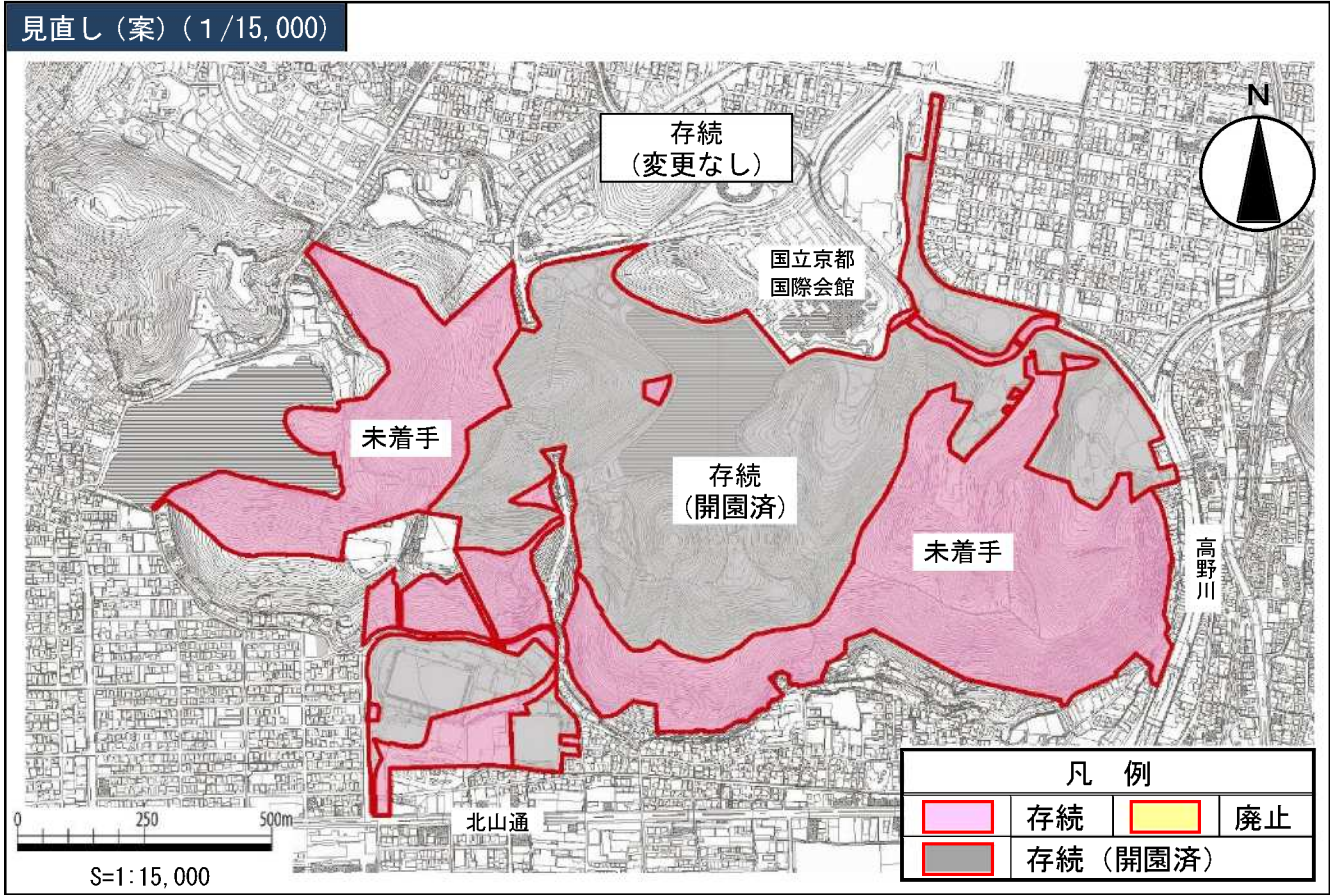
3 都市計画公園・緑地の見直し（案）

宝池公園の見直し方針

1. 見直し（案）



※詳細の評価内容は1宝池-2頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画変更理由（公園内を通過する道路の線形変更に伴い、公園区域を一部変更し、一体的利用を可能とすることにより公園機能の向上を図る）は、現在も意義はある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足している	<公園・緑地の配置> 京都府内の広域公園としては山城総合運動公園（府営）、丹波自然運動公園（府営）、丹後海と星の見える丘公園（府営）、宝池公園（市営）があり、広域公園として一定充足していると判断する。 <公園・緑地の面積> 府民一人当たり広域公園面積＝1.34 m²/人≧1.00 m²/人（都道府県における広域公園の充足判断基準値） ※府全体の広域公園面積：351.4ha（山城総合運動公園 92.3ha、丹波自然運動公園 53.2ha、丹後海と星の見える丘公園 143.2ha、宝池公園 62.7ha）÷府総人口：2,627 千人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	—	<「みどり」の配置> — <「みどり」の面積> —
5 実現性の評価	実現性が高い	<地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響はない。 <買収対象となる建築物の立地状況> 京都ノートルダム女子大学グラウンド、自動車教習所、住宅 <関連事業の状況> 松ヶ崎地区土地区画整理事業は見直し対象である。 <早期に整備効果が見込めるか> 一定用地買収が行われていることから、着手すれば早期に整備効果を見込める。 一定用地買収が行われていること、買収対象となる建築物は少ないことから、実現性は高いと判断する。
6 総合評価	存続が妥当	山林は風致地区及び歴史的風土特別保存地区指定に指定されており、引き続き保全していく必要がある。

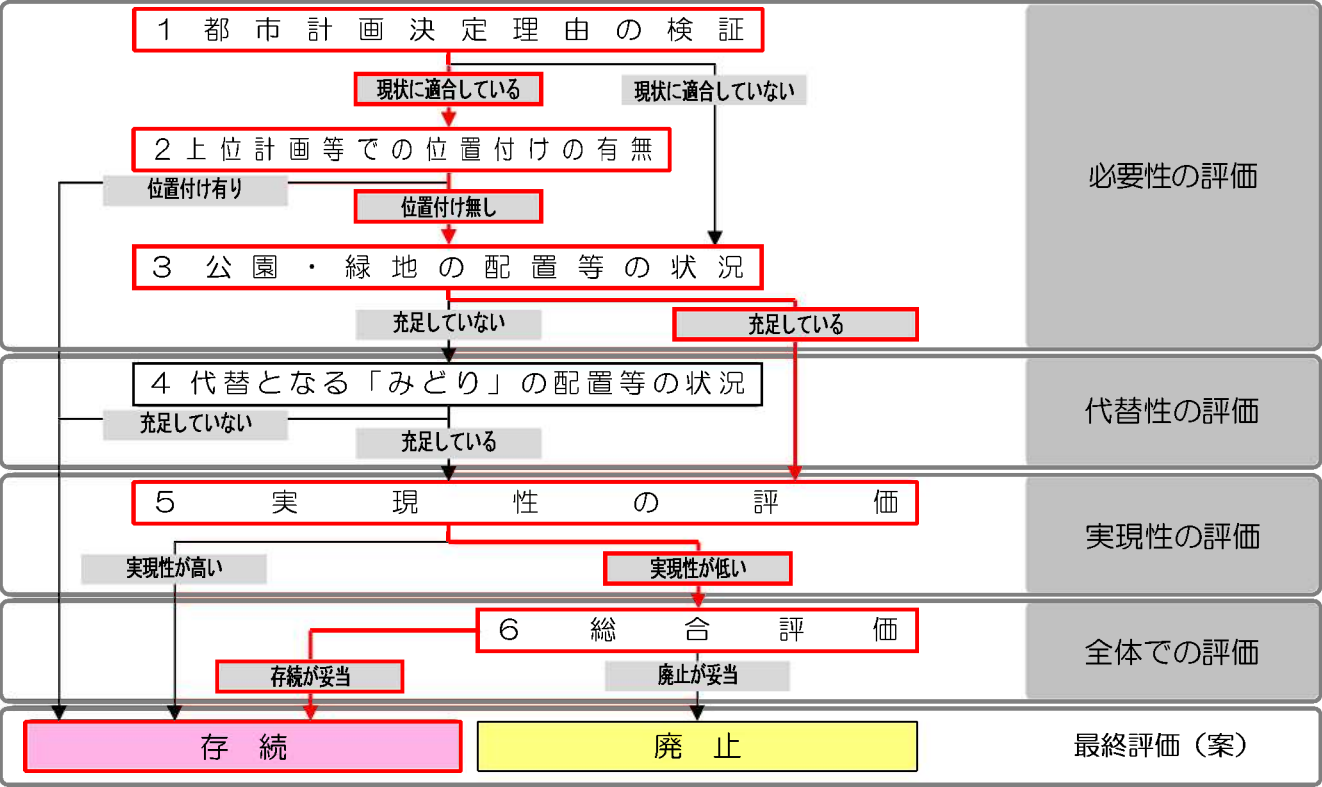
※ [] は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し（案）	存続（変更なし） (128.9ha⇒128.9ha)
評価内容	未着手区域については一定用地買収が行われていること、引き続き公園として保全していく必要があることから、存続とする。

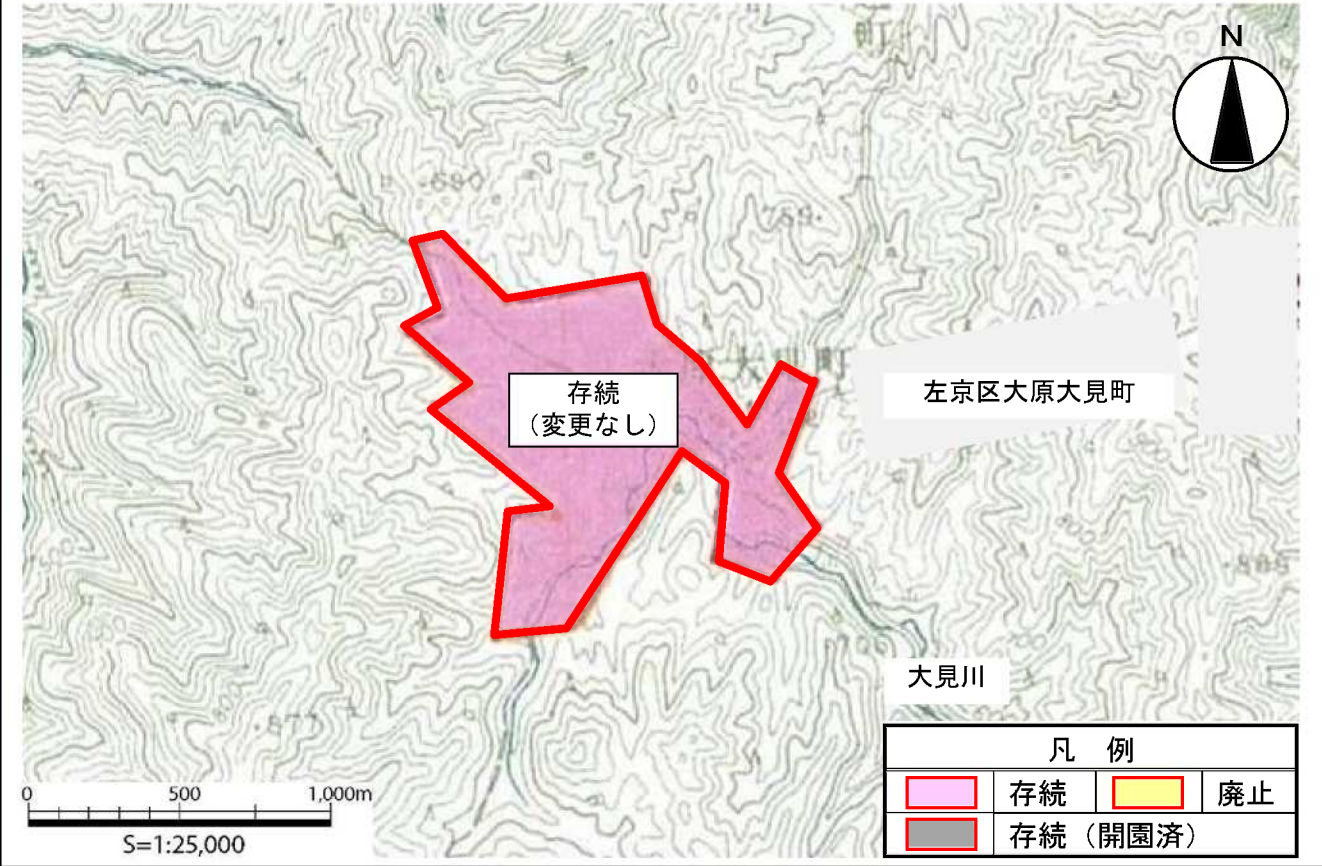
大見公園の見直し方針

1. 見直し（案）



※詳細の評価内容は2大見-2頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照

見直し（案）（1/25,000）



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由（市民のスポーツ・レクリエーション需要に対処するとともに、豊かな地域社会と健康で文化的な生活環境の改善に資するための拠点づくり）は現在も意義がある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足している	<公園・緑地の配置> 京都府内の広域公園としては山城総合運動公園（府営）、丹波自然運動公園（府営）、丹後海と星の見える丘公園（府営）、宝池公園（市営）があり、広域公園として一定充足していると判断する。 <公園・緑地の面積> 府民一人当たり広域公園面積＝1.34 m²/人≧1.00 m²/人（都道府県における広域公園の充足判断基準値） ※府全体の広域公園面積：351.4ha（山城総合運動公園 92.3ha、丹波自然運動公園 53.2ha、丹後海と星の見える丘公園 143.2ha、宝池公園 62.7ha）÷府総人口：2,627 千人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	—	<「みどり」の配置> — <「みどり」の面積> —
5 実現性の評価	実現性が低い	<地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響はない。 <買収対象となる建築物の立地状況> 買収対象となる建築物はない。 <関連事業の状況> 公園へのアクセス道路（大原花背線）の事業が休止（平成 22 年度）されている。 <早期に整備効果が見込めるか> 公園整備計画は凍結され（平成 6 年度）、現時点で具体の整備予定はない。 買収対象となる建築物はないものの、公園へのアクセス道路事業が休止されていることから、実現性が低いと判断する。
6 総合評価	存続が妥当	平成 17 年に策定した「北部周辺整備事業大見地区基本計画」に基づき、行政と市民、住民の協働により大見公園の方向性を調整していく必要があることから、存続と判断する。

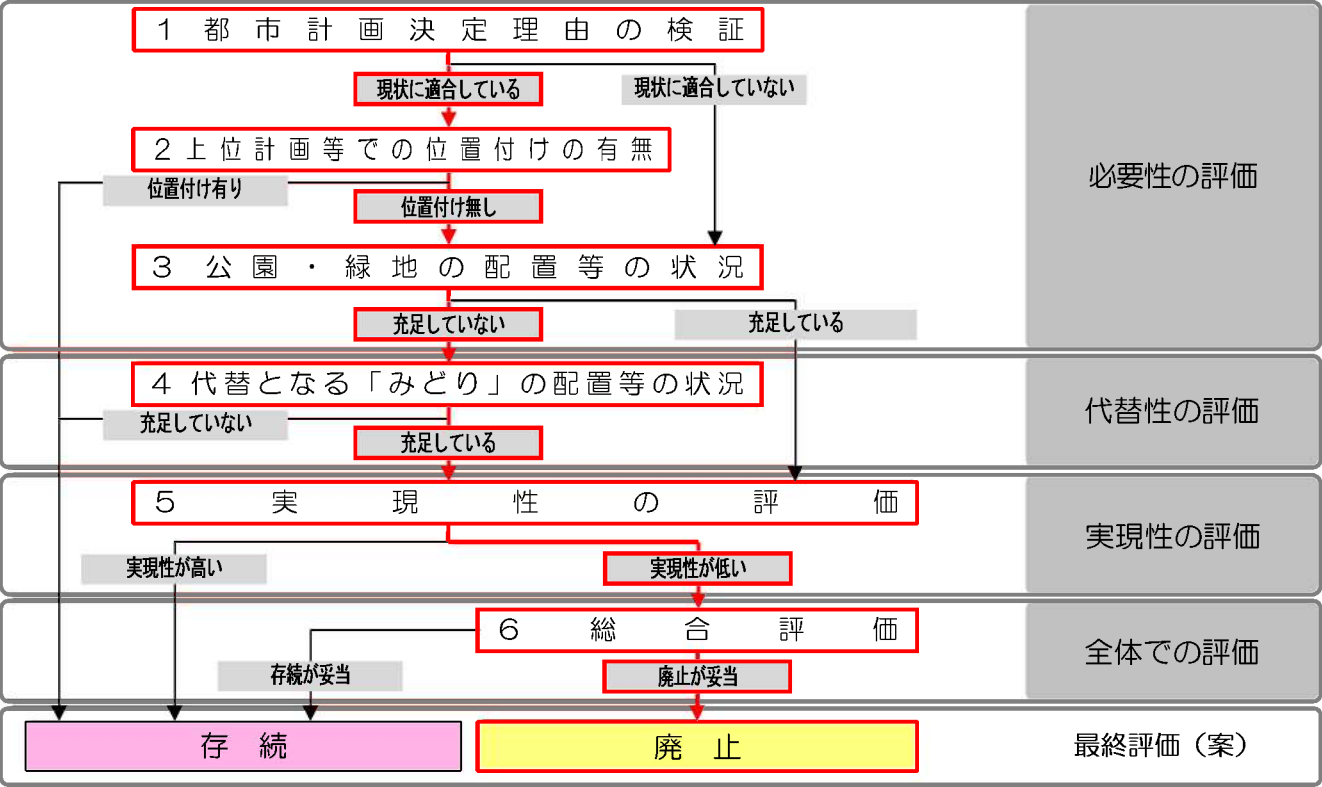
※ [] は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し（案）	存続（変更なし） (107.3ha⇒107.3ha)
評価内容	大見公園と一体事業であるアクセス道路事業は休止となっているが、平成 17 年に策定した「北部周辺整備事業大見地区基本計画」に基づき、行政と市民、住民の協働により大見公園の方向性を調整していく必要があることから、未着手区域は存続とする。

西京極運動公園の見直し方針

1. 見直し（案）



※詳細の評価内容は3西京極運動-2頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照

見直し（案）（1/7,500）



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画変更理由（隣接する道路の変更に伴うもの）は、現在も意義はある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 大部分が開園済であるが、市域全体として運動公園は充足していない。 <公園・緑地の面積> 市民一人当たり運動公園面積＝0.57 m²/人≦0.75 m²/人（都市計画区域における運動公園の充足判断基準値） ※運動公園面積：83.9ha÷都市計画区域人口：1,465 千人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<「みどり」の配置> 大部分が開園済であり、市域全体として運動公園見合いの施設は一定充足していると判断する。 <「みどり」の面積> 市民一人当たり運動公園見合い施設面積＝0.81 m²/人≧0.75 m²/人（都市計画区域における運動公園の充足判断基準値） ※運動公園見合い施設面積：119.1ha（上記公園、府営公園（嵐山東公園、伏見港公園、鴨川公園、洛西浄化センター公園）の運動施設部分及び都市公園以外の公園（桂川運動公園、羽束師運動広場、淀・桂グラウンド）における運動施設部分 35.2ha） ÷都市計画区域人口：1,465 千人
5 実現性の評価	実現性が低い	<地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響はない。 <買収対象となる建築物の立地状況> 買収対象となる建築物はない。 <関連事業の状況> 関連事業はない。 <早期に整備効果が見込めるか> 市道の廃止となると、代替路の確保等により事業の長期化が推定される。 市道の廃止が必要であり、代替路の確保等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。
6 総合評価	廃止が妥当	未着手区域の阪急電鉄沿いの市道及び阪急南北の連絡通路については、他の土地利用が行われる可能性は低い。また、開園部において広域避難場所としての機能があることから、計画区域から削除しても問題はない。

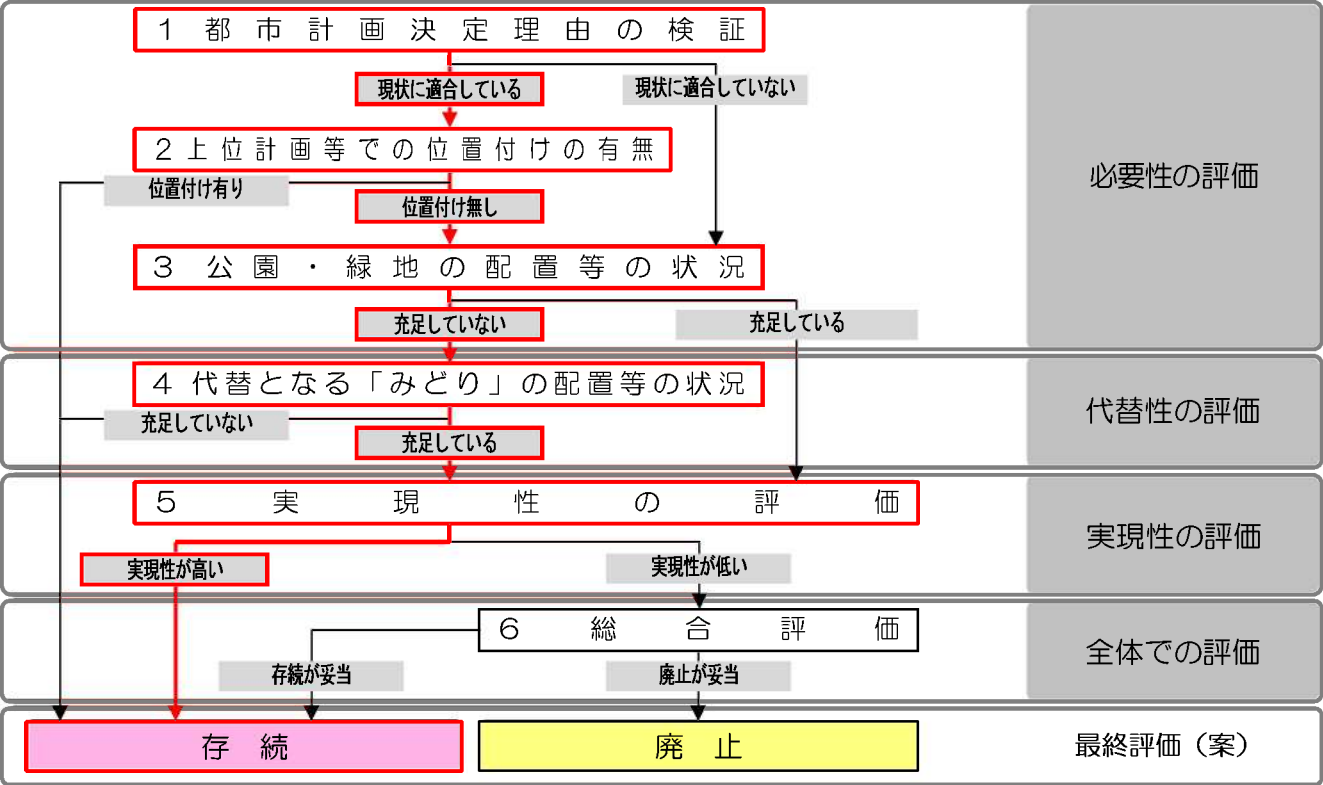
※ [] は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



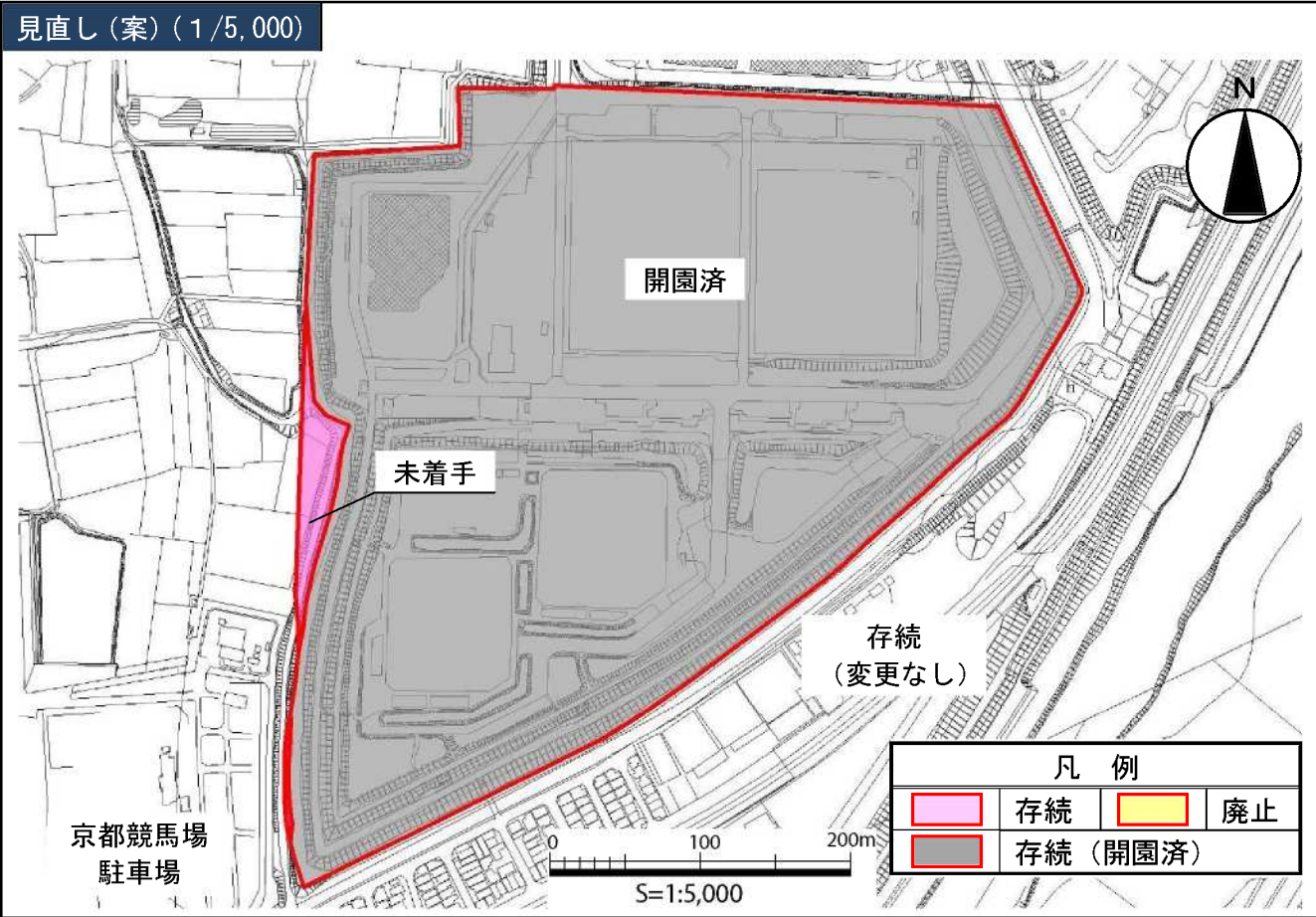
見直し（案）	区域の一部廃止 (19.1ha⇒18.1ha)
評価内容	未着手区域の市道を廃止することは代替路の確保等から困難と推定されること、開園部にて広域避難場所としての機能があることから、未着手区域は廃止とする。

横大路公園の見直し方針

1. 見直し（案）



※詳細の評価内容は4 横大路運動-2 頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画変更理由（都市計画公園の適正な配置の実現）は現在も意義がある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 大部分が開園済であるが、市域全体として運動公園は充足していない。 <公園・緑地の面積> 市民一人当たり運動公園面積＝0.57 m²/人≦0.75 m²/人（都市計画区域における運動公園の充足判断基準値） ※運動公園面積：83.9ha÷都市計画区域人口：1,465 千人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<「みどり」の配置> 大部分が開園済であり、市域全体として運動公園見合いの施設は一定充足していると判断する。 <「みどり」の面積> 市民一人当たり運動公園見合い施設面積＝0.81 m²/人≧0.75 m²/人（都市計画区域における運動公園の充足判断基準値） ※運動公園見合い施設面積：119.1ha（上記公園、府営公園（嵐山東公園、伏見港公園、鴨川公園、洛西浄化センター公園）の運動施設部分及び都市公園以外の公園（桂川運動公園、羽束師運動広場、淀・桂グラウンド）における運動施設部分 35.2ha） ÷都市計画区域人口：1,465 千人
5 実現性の評価	実現性が高い	<地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響はない。 <買収対象となる建築物の立地状況> 買収対象となる建築物はない。 <関連事業の状況> 伏見西部第五地区土地区画整理事業により未着手区域の用地確保が行われる予定。 <早期に整備効果が見込めるか> 用地が確保でき次第、整備可能である。 伏見西部第五地区土地区画整理事業により未着手区域の用地確保が行われる予定であることから実現性が高いと判断する。
6 総合評価	—	—

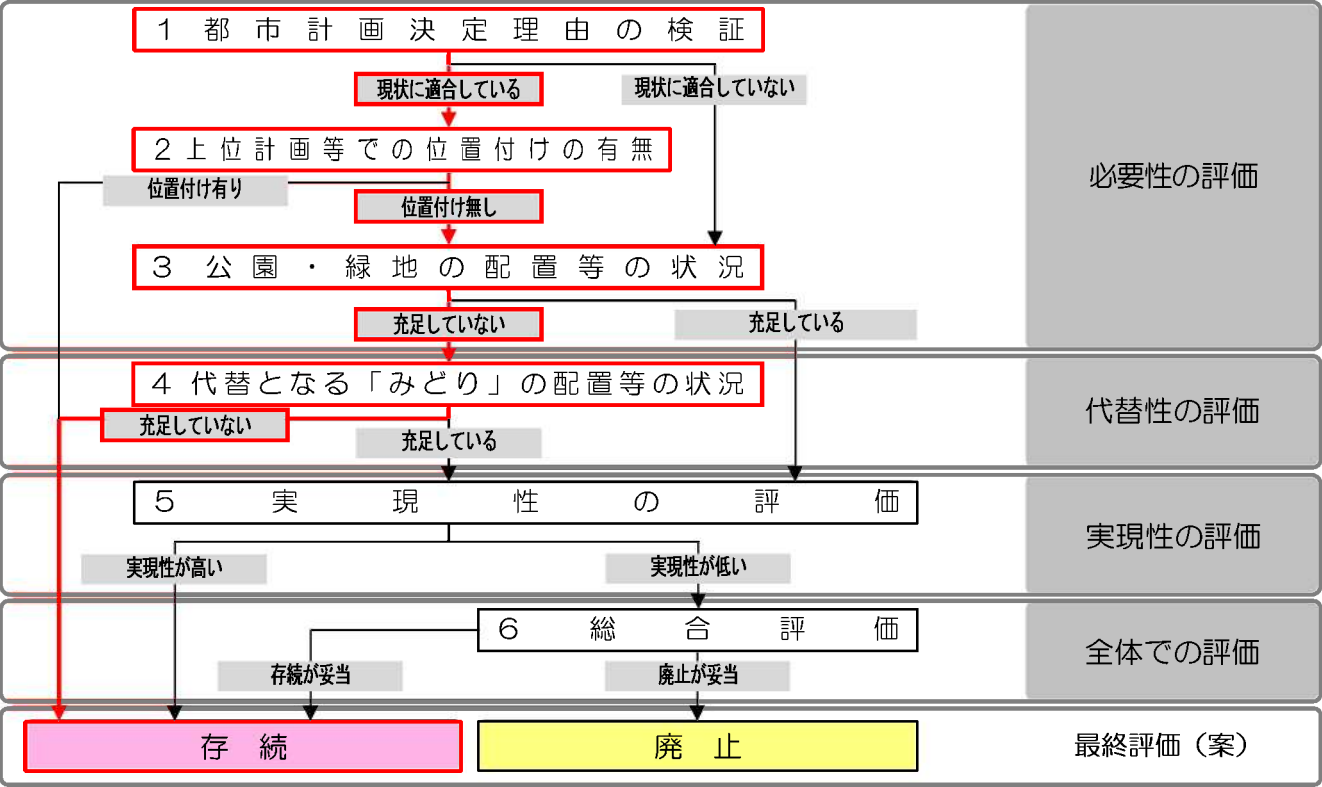
※「—」は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



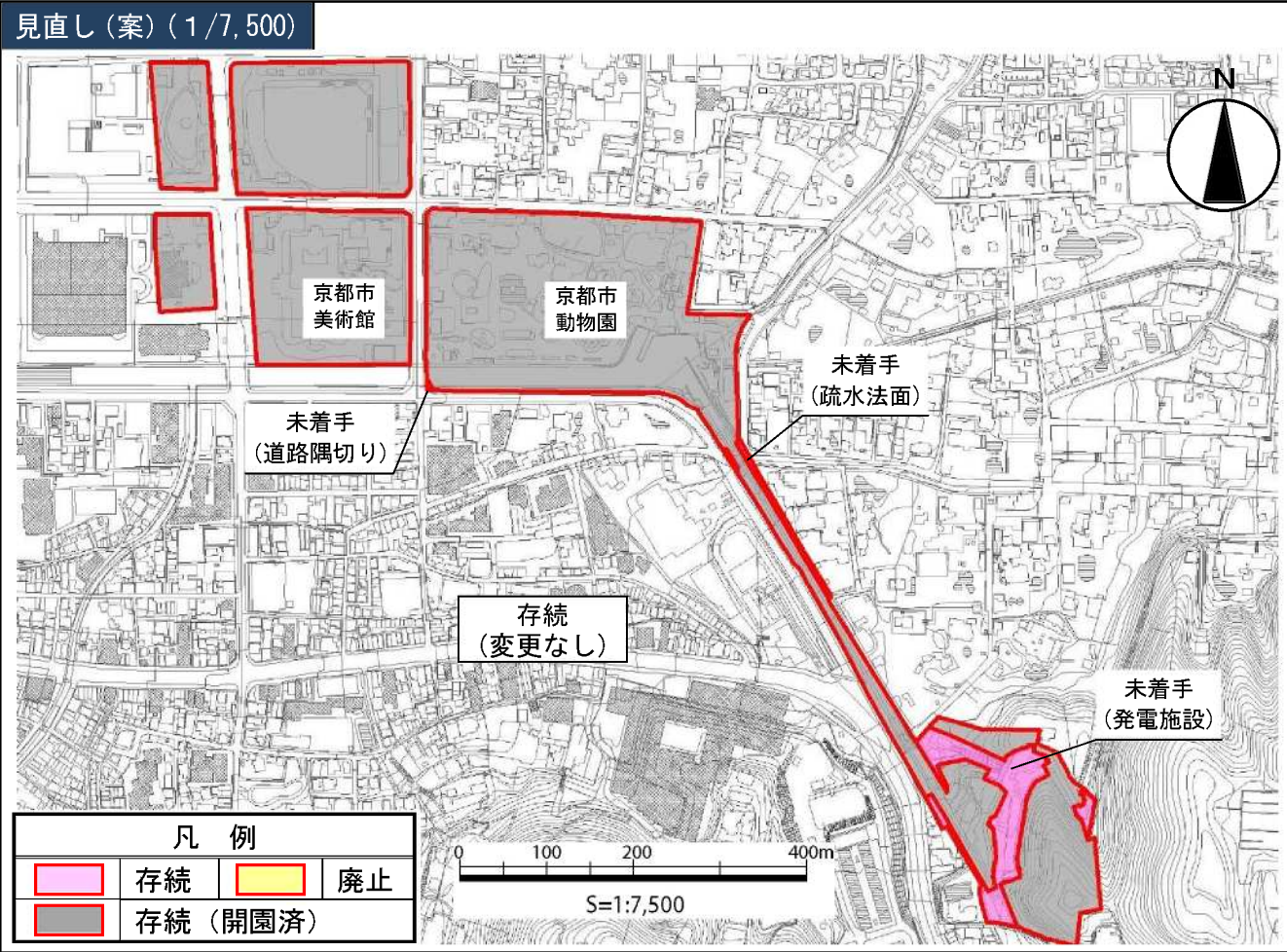
見直し（案）	存続（変更なし） （18.4ha⇒18.4ha）
評価内容	伏見西部第五地区土地区画整理事業により未着手区域の用地確保が行われる予定であることから、未着手区域は存続とする。

岡崎公園の見直し方針

1. 見直し（案）



※詳細の評価内容は5 岡崎-2 頁の「2見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由（近代の技術思想を伝える琵琶湖疏水の施設とのふれ合いの場の提供、散策空間のネットワーク化及び都市のオープンスペースとしての機能の強化を図る）は現在も意義がある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 大部分が開園済であるが、市域全体として総合公園は充足していない。 <公園・緑地の面積> 市民一人当たり総合公園面積＝0.18 m²/人≦1.5 m²/人（都市計画区域における総合公園の充足判断基準値） ※総合公園面積：26.4ha÷都市計画区域人口：1,465 千人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足していない	<「みどり」の配置> 大部分が開園済であるが、市域全体として総合公園見合いの施設は充足していない。 <「みどり」の面積> 市民一人当たり総合公園見合い施設面積＝0.61 m²/人≦1.5 m²/人（都市計画区域における総合公園の充足判断基準値） ※総合公園見合い施設面積：89.7ha÷都市計画区域人口：1,465 千人
5 実現性の評価	実現性が低い	<地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響はない。 <買収対象となる建築物の立地状況> 買収対象となる建築物はない。 <関連事業の状況> 関連事業はない。 <早期に整備効果が見込めるか> 疏水施設であることから、公園としての整備の可能性は極めて低い。 買収対象となる建築物はないが、疏水施設であることから、実現性は低いと判断する。
6 総合評価	存続が妥当	疏水施設は産業遺産であることから、引き続き公園として保全していく必要がある。

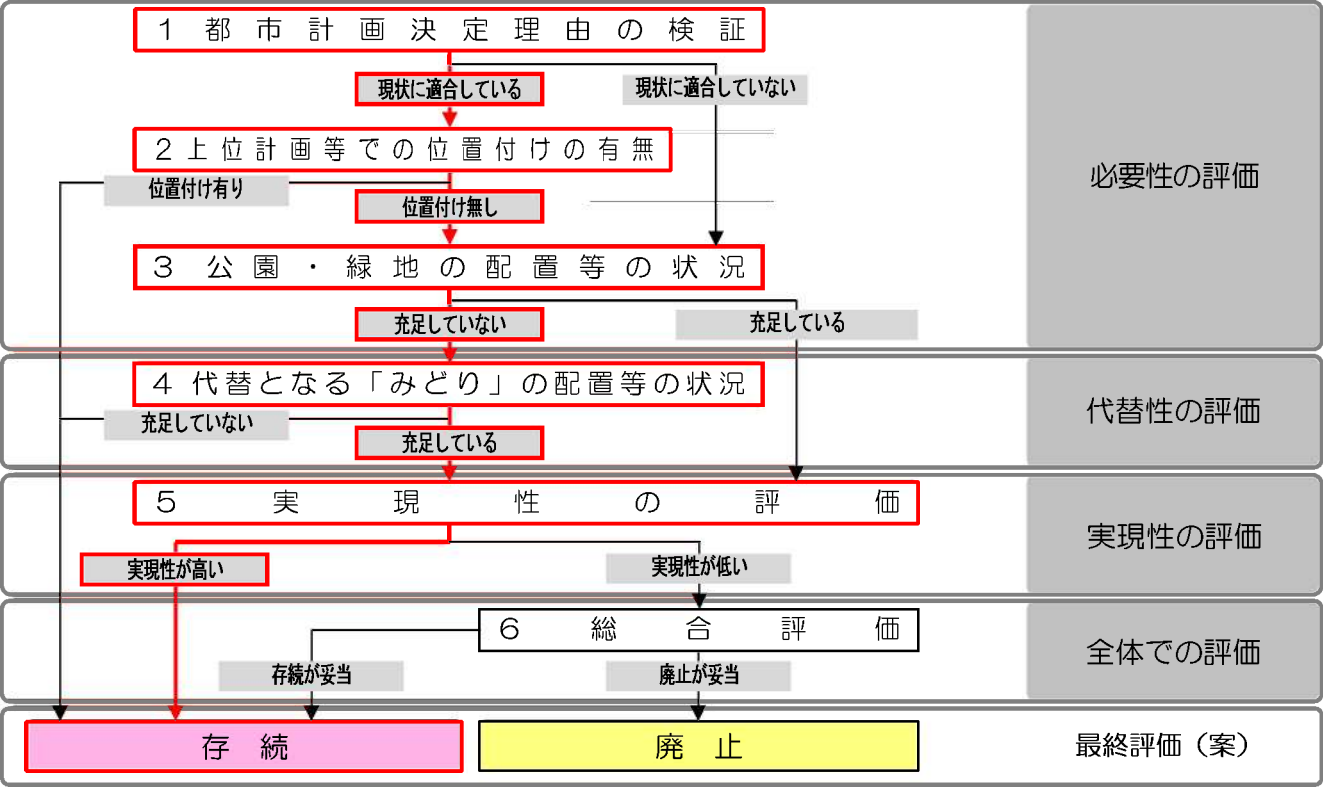
※「」は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



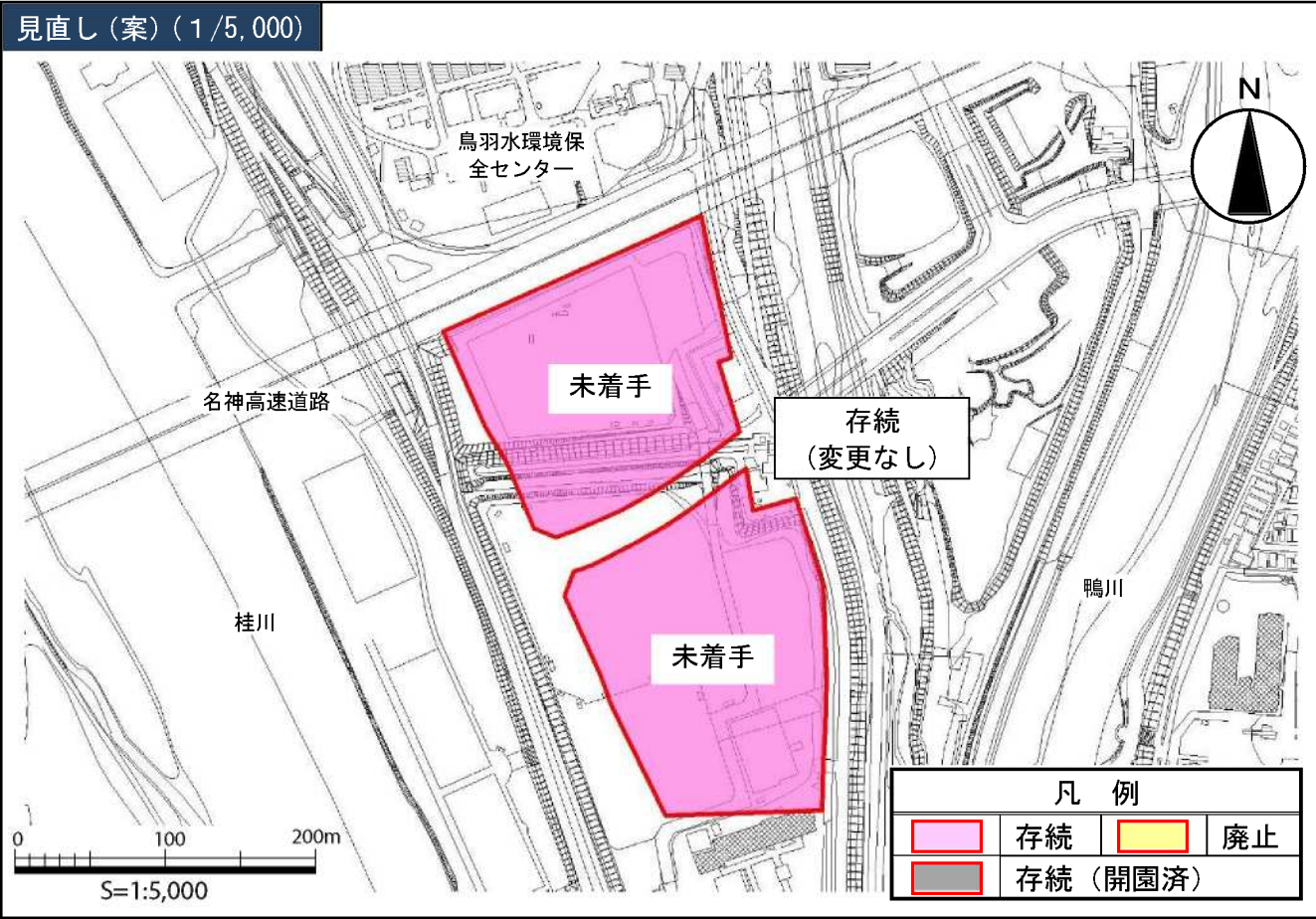
見直し（案）	存続（変更なし） (15.0ha⇒15.0ha)
評価内容	大部分が開園済であるが、代替となる「みどり」は充足していない。また、未着手区域は産業遺産である疏水施設であることから、引き続き保全を図るため存続とする。

塔ノ森公園の見直し方針

1. 見直し（案）



※詳細の評価内容は6塔ノ森-2頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由（京都市南部地域は近年開発が著しく進み、人口も急増しているが北部に比して都市施設面で立ち遅れをみせているため、都市計画公園を決定）は現在も意義がある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 鳥羽離宮跡公園及び東向公園（近隣公園）の誘致圏域と重複するエリアがあるものの、他の地区公園と誘致圏域が重複するエリアはなく、地区公園の適正配置の観点からは充足していない。 <公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝23.9 m²/人≧5 m²/人 ※誘致圏の公園・緑地面積：22.57ha（近隣公園 3.8ha、緑地 18.77ha）÷誘致圏の人口：9,428 人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<「みどり」の配置> 計画区域は全て未着手であるが大部分がグラウンド、運動場として地元開放されている。誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・塔ノ森グラウンド（レクリエーション、防災） ・桂川・鴨川（環境保全、景観形成、レクリエーション、防災） ・西高瀬川（環境保全、景観形成、防災） <「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝109.8 m²/人≧5 m²/人 ※代替となる「みどり」の面積：103.53ha（上記公園・緑地、塔ノ森グラウンド 4.82ha、桂川 46.70ha、鴨川 20.78ha、西高瀬川 8.66ha）÷誘致圏の人口：9,428 人
5 実現性の評価	実現性が高い	<地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響はない。 <買収対象となる建築物の立地状況> 買収対象となる建築物や土地はない。 <関連事業の状況> 計画区域に隣接する(都)羽束師墨染線、(都)吉祥院上鳥羽線の整備と併せて公園整備を行う必要がある。道路整備時期は未定。上鳥羽南部地区土地区画整理事業は見直し対象である。 <早期に整備効果が見込めるか> 用地買収を伴わないため、着手すれば早期に整備効果が見込める。 未着手区域はグラウンド（市有地）であり用地買収は無く、移転対象となる建築物もないことから、実現性が高いと判断する。
6 総合評価	存続が妥当	見直し対象区域が、避難路に位置付けられている未着手都市計画道路（(都)羽束師墨染線、(都)吉祥院上鳥羽線）に接道しており、防災上の観点から、存続が妥当である。

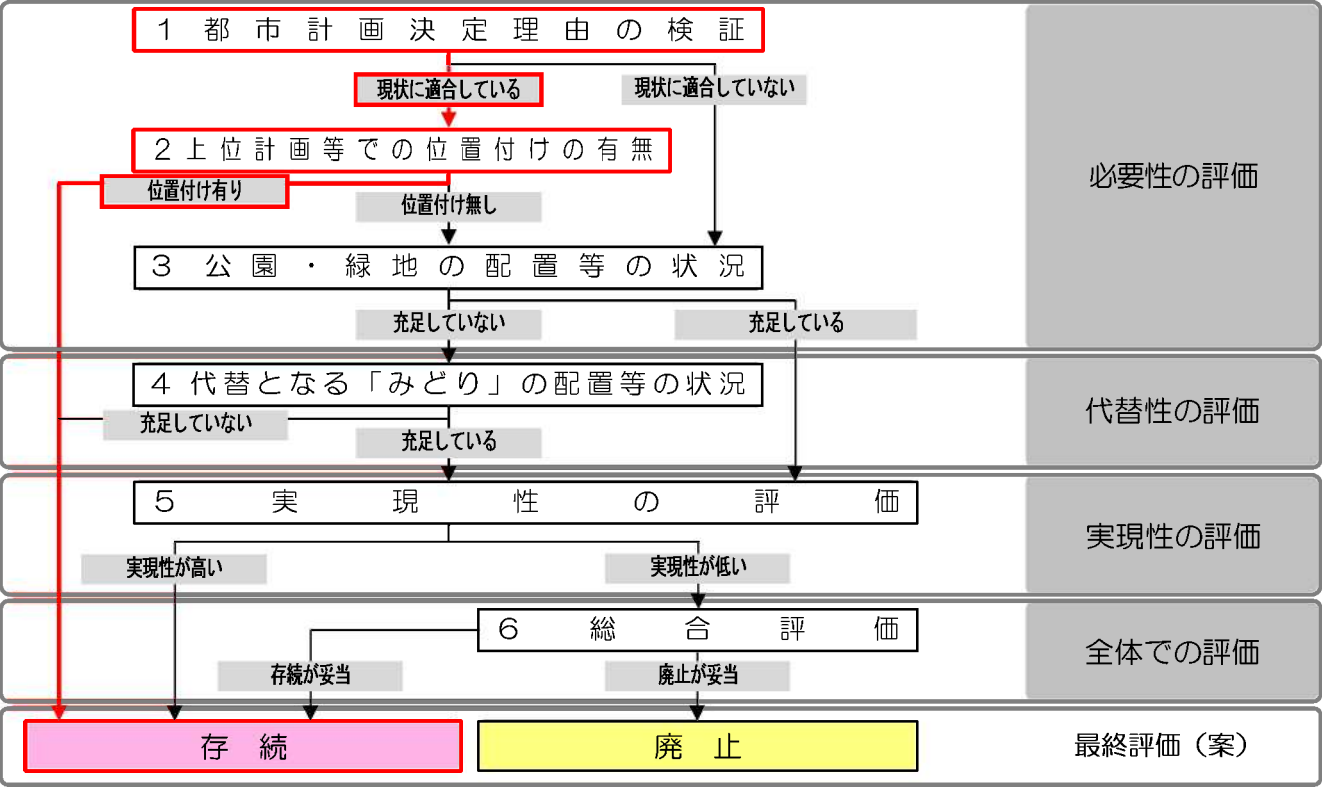
※「」は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し（案）	存続（変更なし） (5.4ha⇒5.4ha)
評価内容	未着手区域は市有地であり移転対象となる建築物もないこと、避難路に位置付けられている未着手都市計画道路に接道していることから存続とする。

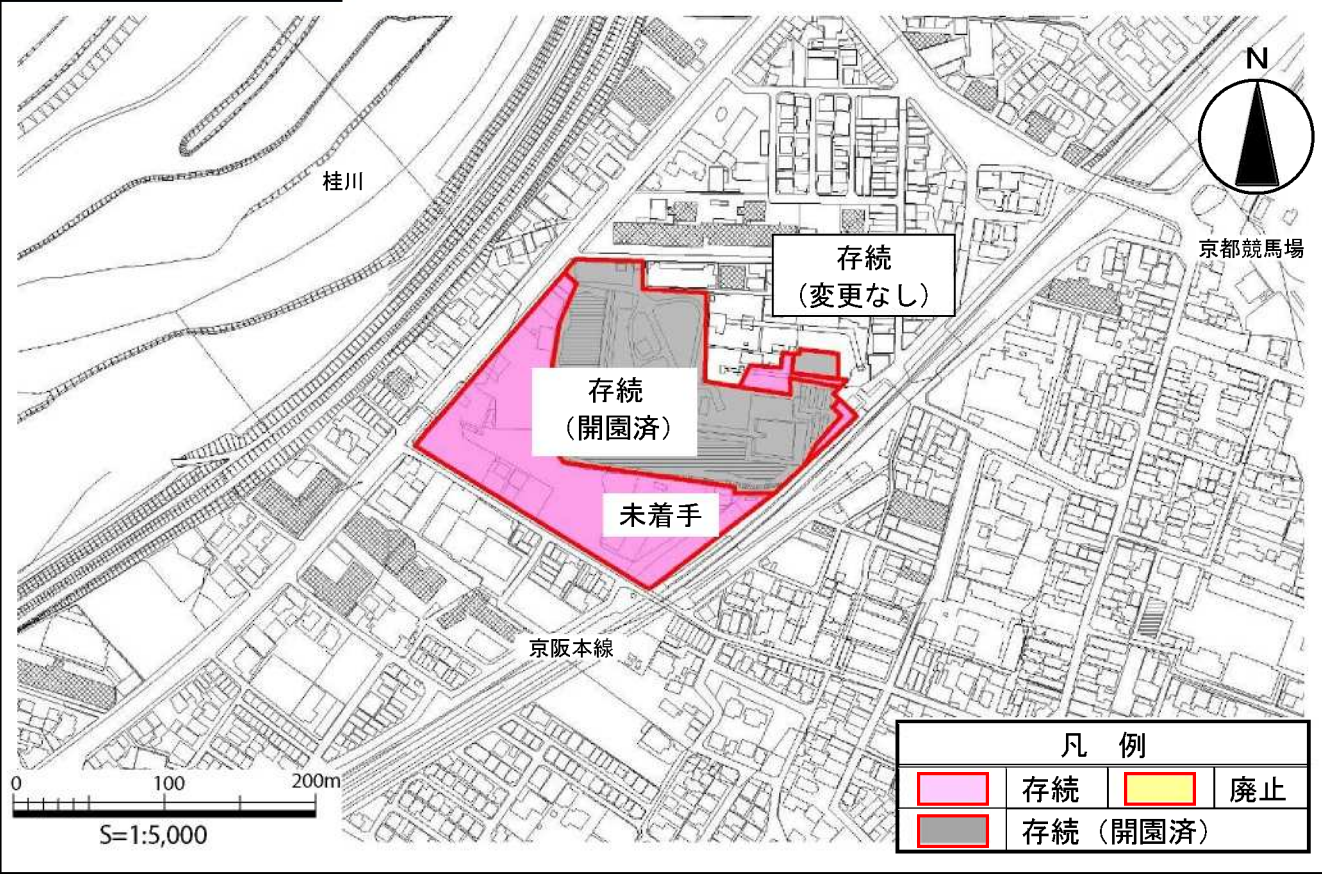
淀城跡公園の見直し方針

1. 見直し（案）



※詳細の評価内容は7淀城跡-2頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照

見直し（案）（1/5,000）



2 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由(淀城跡を歴史的財産として保全するとともに、文化交流の場、歴史的観光レクリエーション資源、集客と賑わいの空間等の創出)は現在も意義がある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け有り	「淀城跡公園再整備基本構想」(平成 13 年 1 月策定)により、現在未着手部分である淀城跡南側 1.7ha を拡張する都市計画決定がなされた。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 他の地区公園と誘致圏域が重複するエリアはなく、地区公園の適正配置の観点からは充足していない。 <公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積$=6.8 \text{ m}^2/\text{人} \geq 5 \text{ m}^2/\text{人}$ ※誘致圏の公園・緑地面積: 8.72ha (総合公園 5.25ha, 地区公園 1.7ha, 街区公園 0.97ha, 緑地 0.8ha) ÷ 誘致圏の人口: 12,767 人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<「みどり」の配置> 誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・桂川・宇治川(環境保全、景観形成、レクリエーション、防災) ・京都競馬場(レクリエーション、防災) <「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積$=84.3 \text{ m}^2/\text{人} \geq 5 \text{ m}^2/\text{人}$ ※代替となる「みどり」の面積: 107.62ha (上記公園・緑地, 桂川 55.2ha, 京都競馬場 28.4ha, 宇治川 15.3ha) ÷ 誘致圏の人口: 12,767 人
5 実現性の評価	実現性が高い	<地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響は少ない。 <買収対象となる建築物の立地状況> 業務施設, 倉庫, 集合住宅, 鉄道施設(列車区分室) <関連事業の状況> 京阪本線淀駅付近立体交差化事業 <早期に整備効果が見込めるか> 一定用地買収が行われていることから、実現性は高いと判断する。 一定用地買収が行われていることから、実現性が高いと判断する。
6 総合評価	—	—

※ [] は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。

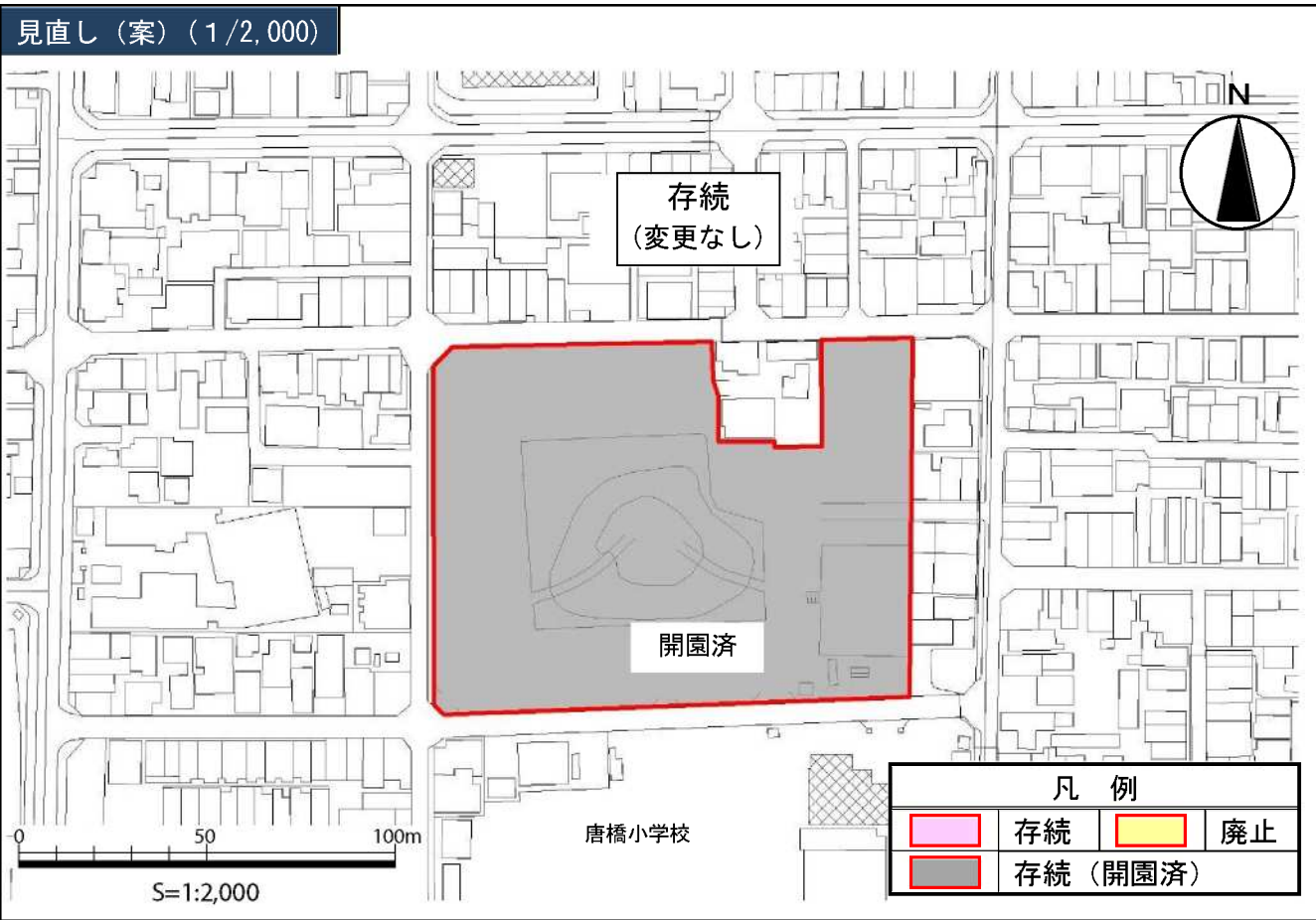


見直し(案)	存続(変更なし) (3.4ha⇒3.4ha)
評価内容	「淀城跡公園再整備基本構想」(平成 13 年 1 月策定)において、現在未着手部分である淀城跡南側 1.7ha を拡張する都市計画決定がなされ、一定用地買収が行われていることから、未着手区域は存続とする。

唐橋西寺児童公園の見直し方針

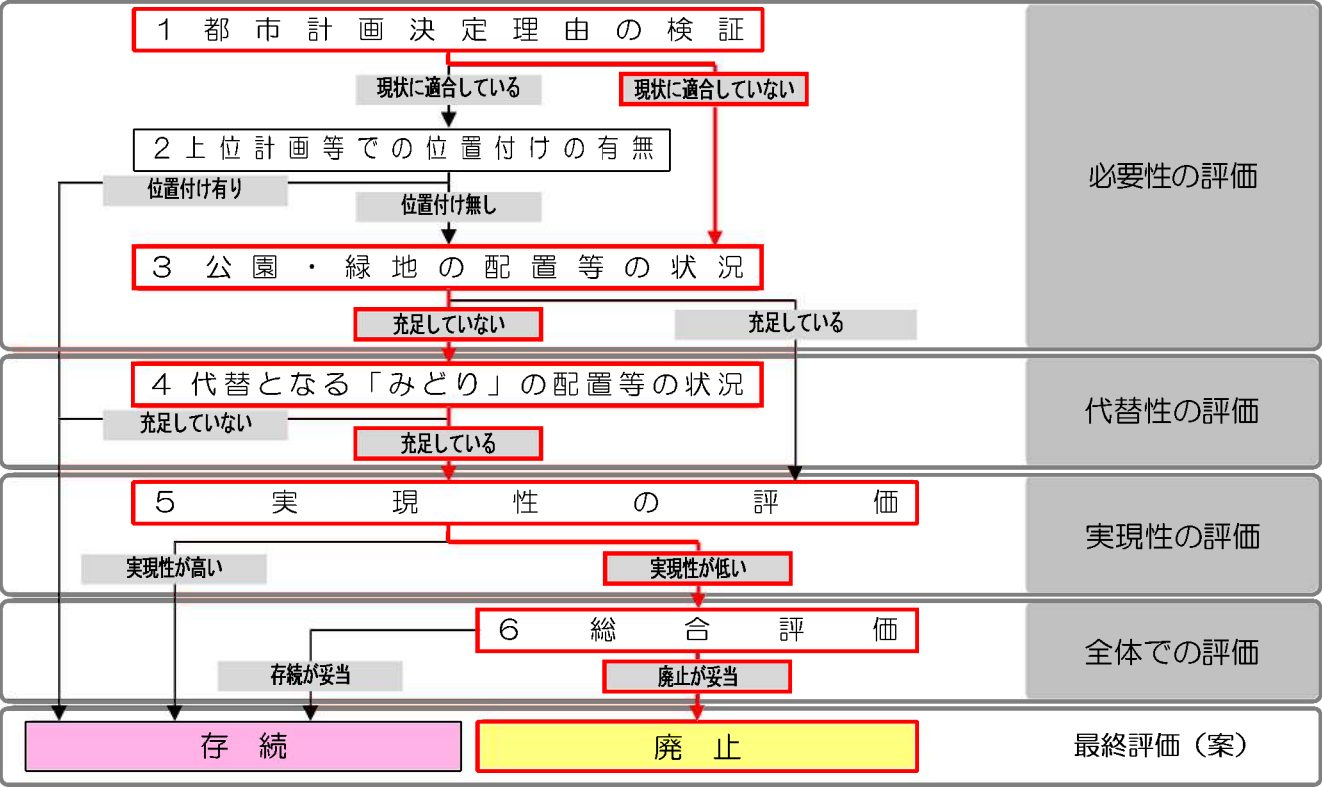
1. 見直し（案）

計画面積の 1.15ha が開園面積 1.04ha と整合していないのは、公園中央にある遺跡部分が開園扱いとなっていないためであるが、実態として全域開園済であり、都市計画の変更は必要ない。



太秦公園の見直し方針

1. 見直し（案）



※詳細の評価内容は9太秦-2頁の「3. 見直し評価結果と内容」を参照

見直し（案）（1/2,000）



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合していない	都市計画決定理由（市民の保健施設並びに非常災害時における避難施設）は防空緑地としての計画決定であり、現在意義は失われている。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 他の近隣公園と誘致圏域が重複するエリアはなく、近隣公園の適正配置の観点からは充足していない。 <公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝0.87 m²/人 ≤ 5 m²/人 ※誘致圏の公園・緑地面積：0.83ha（街区公園 0.83ha）÷誘致圏の人口：9,491人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<「みどり」の配置> 誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・御室川・天神川（環境保全、景観形成、防災） ・蚕ノ社（環境保全、景観形成、防災） ・地下鉄東西線太秦天神川駅前広場・右京区総合庁舎（環境保全、景観形成、防災） ・安井小学校（防災） <「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝6.52 m²/人 ≥ 5 m²/人 ※代替となる「みどり」の面積：6.19ha（上記公園・緑地、御室川・天神川 1.8ha、蚕ノ社 1.2ha、地下鉄東西線太秦天神川駅前広場 0.42ha、右京区総合庁舎 0.43ha、安井小学校 0.98ha）÷誘致圏の人口：9,491人
5 実現性の評価	実現性が低い	<地域コミュニティの存続への影響> 一団の住宅地（約120戸）を買収する必要がある、既存の住宅地におけるコミュニティの存続への影響がある。 <買収対象となる建築物の立地状況> 住宅地（約120戸）、畑、駐車場 <関連事業の状況> 太子地区土地区画整理事業区域内にあるが、見直し対象地区となっている。 山ノ内浄水場用地については、大学（京都学園大学）が設置されることとなった。 <早期に整備効果が見込めるか> 一団の住宅地の買収となると、権利者の合意形成等により、事業の長期化が推定される。 住宅地は買収が必要であり、既存コミュニティ存続への影響及び権利者の合意形成等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。
6 総合評価	廃止が妥当	広域避難場所として西院公園・デルタ自動車四条教習所、島津製作所三条工場グラウンドが近接していることから、計画区域から未着手区域を削除しても防災上の問題はない。

※ [] は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し（案）	区域の一部廃止 (1.85ha⇒0.05ha)
評価内容	未着手区域における一団の住宅地の買収は困難と推定されること、また、広域避難場所として西院公園・デルタ自動車四条教習所等が近接していることから、未着手区域は廃止とする。なお、既存の太秦公園をもって街区公園に変更する。

三栖公園の見直し方針

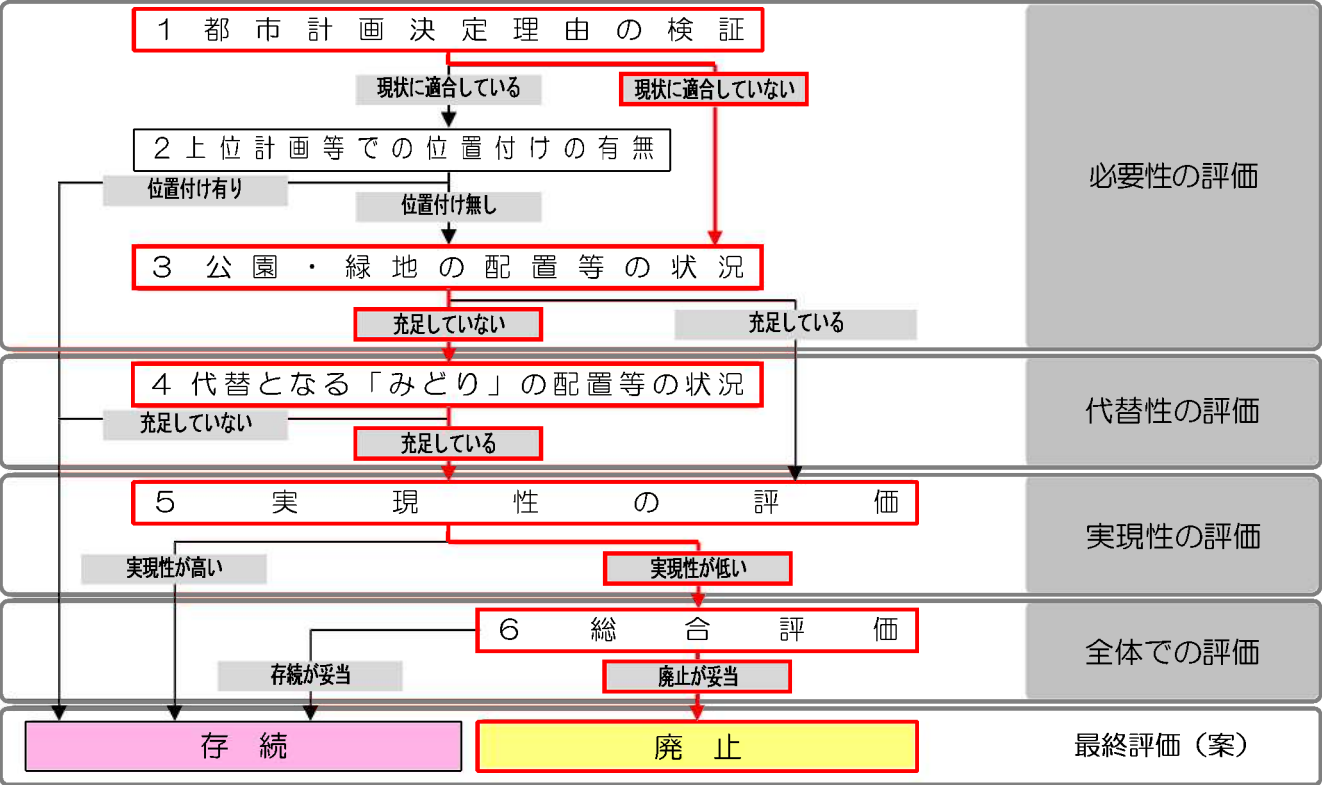
1. 見直し（案）

計画面積 2.47ha が開園面積（実態）2.24ha と整合していないため、計画面積を 2.24ha に訂正する必要がある（区域の訂正なし）。

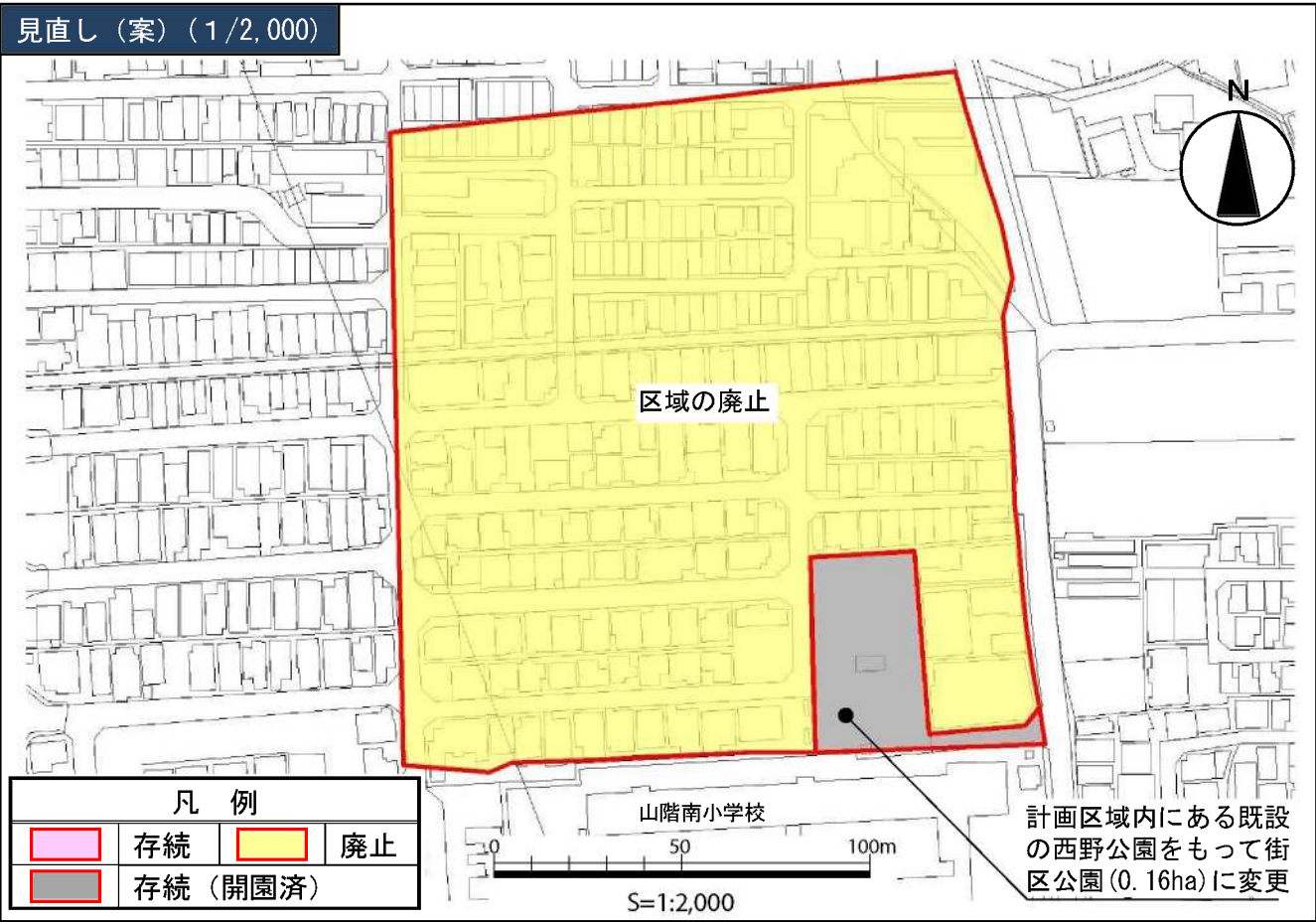


西野公園の見直し方針

1. 見直し（案）



※詳細の評価内容は 11 西野-2 頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合していない	都市計画決定理由（市民の保健衛生並びに有事避難等の為の諸施設）は防空緑地としての計画決定であり、現在意義は失われている。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 山科中央公園及び東野公園（近隣公園）の誘致圏域と重複するエリアがあるものの、他の近隣公園の誘致圏域から離れているため、近隣公園の適正配置の観点からは充足していない。 <公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝2.37㎡/人≦5㎡/人 ※誘致圏の公園・緑地面積：2.10ha（近隣公園 1.74ha、街区公園 0.36ha）÷誘致圏の人口：8,875人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<「みどり」の配置> 誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・山科川（環境保全、景観形成、防災） ・山科中学校・山階南小学校（防災） <「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝7.28㎡/人≧5㎡/人 ※代替となる「みどり」の面積：6.46ha（上記公園・緑地、山科川 1.75ha、山科中学校 1.53ha、山階南小学校 1.08ha） ÷誘致圏の人口：8,875人
5 実現性の評価	実現性が低い	<地域コミュニティの存続への影響> 一団の住宅地（約220戸）を買収する必要がある、既存の住宅地におけるコミュニティ存続への影響がある。 <買収対象となる建築物の立地状況> 住宅地（約220戸）等 <関連事業の状況> 関連事業はない。 <早期に整備効果が見込めるか> 一団の住宅地の移転となると、権利者の合意形成及び膨大な用地費・補償費が必要となり、事業の長期化が推定される。 住宅地等は買収が必要であり、既存コミュニティ存続への影響及び権利者の合意形成等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。
6 総合評価	廃止が妥当	広域避難場所として東野公園・山科中学校グラウンドが近接しており、避難所として山階南小学校が隣接していることから、計画区域から未着手区域を削除しても防災上の問題はない。

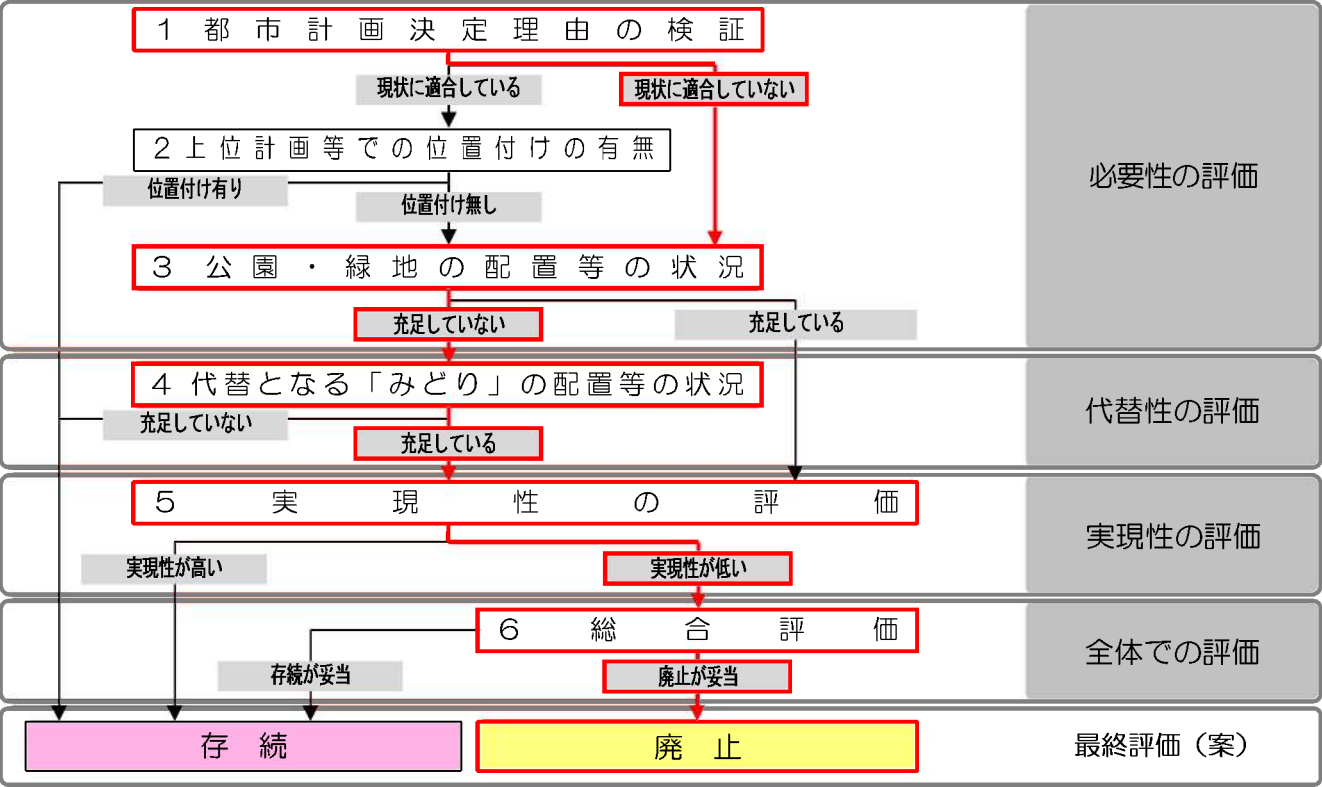
※「」は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



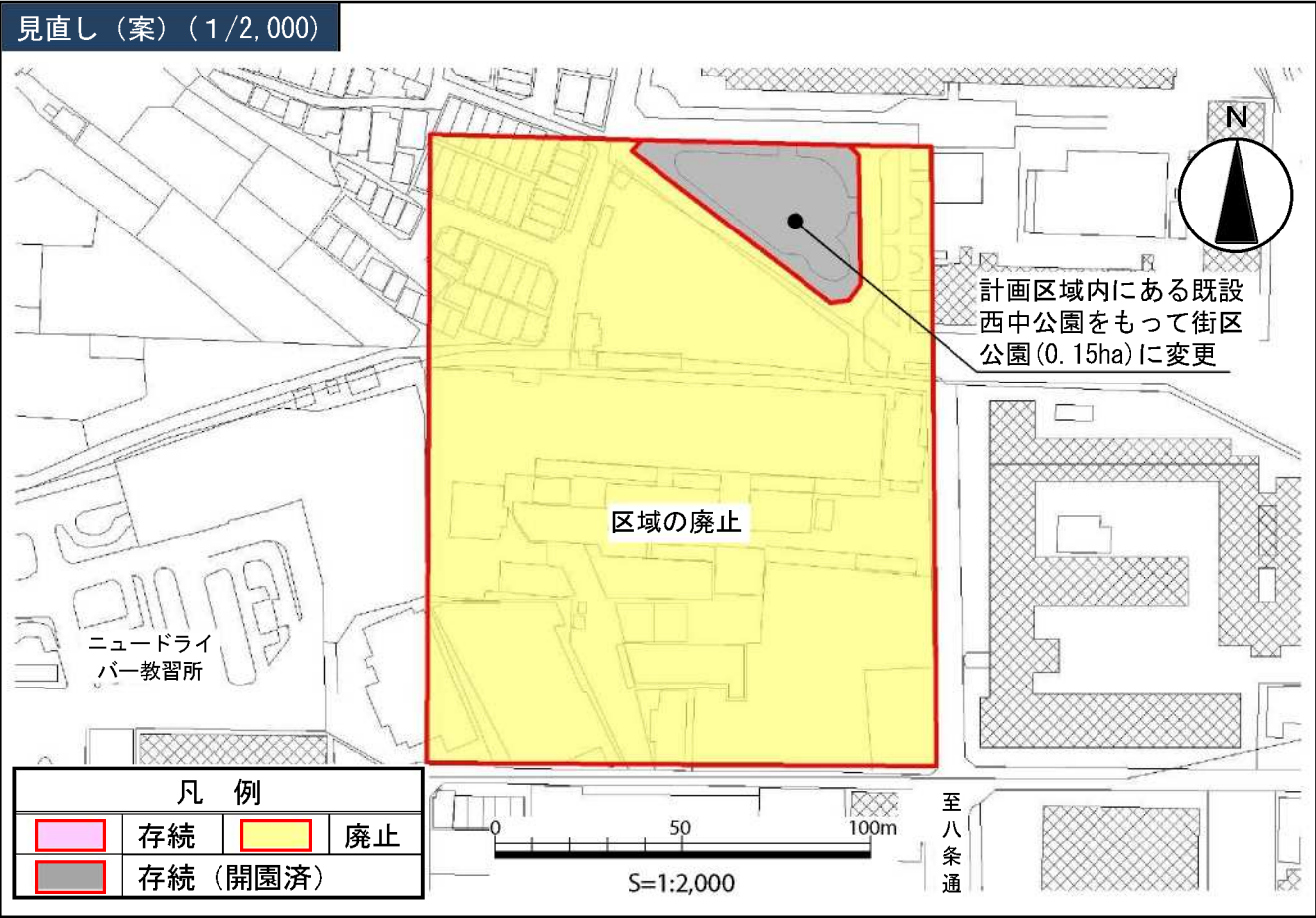
見直し（案）	区域の一部廃止 (2.64ha⇒0.16ha)
評価内容	未着手区域における一団の住宅地の買収は困難と推定されること、また、広域避難場所として東野公園・山科中学校グラウンドが近接しており、避難所として山階南小学校が隣接していることから、未着手区域は廃止とする。なお、既設の西野公園をもって街区公園に変更する。

西中公園の見直し方針

1. 見直し（案）



※詳細の評価内容は12 西中-2 頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合していない	都市計画決定理由（諸施設の整備を図ると共に併せて有事避難の用に供せんとする）は防空緑地としての計画決定であり、現在意義は失われている。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 東大丸公園（近隣公園）の誘致圏域と重複するエリアがあるものの、他の近隣公園の誘致圏域から離れているため、近隣公園の適正配置の観点からは充足していない。 <公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝1.17 m²/人 ≤ 5 m²/人 ※誘致圏の公園・緑地面積：1.17ha（街区公園 1.17ha）÷誘致圏の人口：9,972人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<「みどり」の配置> 誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・天神川・旧天神川（環境保全、景観形成、防災） ・西大路小学校・西京極小学校（防災） ・ニュードライバー教習所（防災） ・ちびっこひろば（レクリエーション） <「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝5.18 m²/人 ≥ 5 m²/人 ※代替となる「みどり」の面積：5.17ha（上記公園・緑地、天神川 0.38ha、旧天神川 1.09ha、西大路小学校 0.60ha、西京極小学校 0.75ha、ニュードライバー教習所 1.12ha）÷誘致圏の人口：9,972人
5 実現性の評価	実現性が低い	<地域コミュニティの存続への影響> 一団の住宅地（約35戸）を買収する必要がある、既存の住宅地におけるコミュニティ存続への影響がある。 <買収対象となる建築物の立地状況> 工場、スポーツ施設、戸建住宅、駐車場 <関連事業の状況> 西京極地区土地区画整理事業は見直し対象である。 <早期に整備効果が見込めるか> 工場、スポーツ施設、戸建住宅、駐車場の買収となると、権利者の合意形成及び膨大な用地費・補償費が必要となり、事業の長期化が推定される。 工場、スポーツ施設、戸建住宅、駐車場は買収が必要であり、権利者の合意形成等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。
6 総合評価	廃止が妥当	広域避難場所として西京極運動公園が近接していることから、計画区域から未着手部分を削除しても防災上の問題はない。

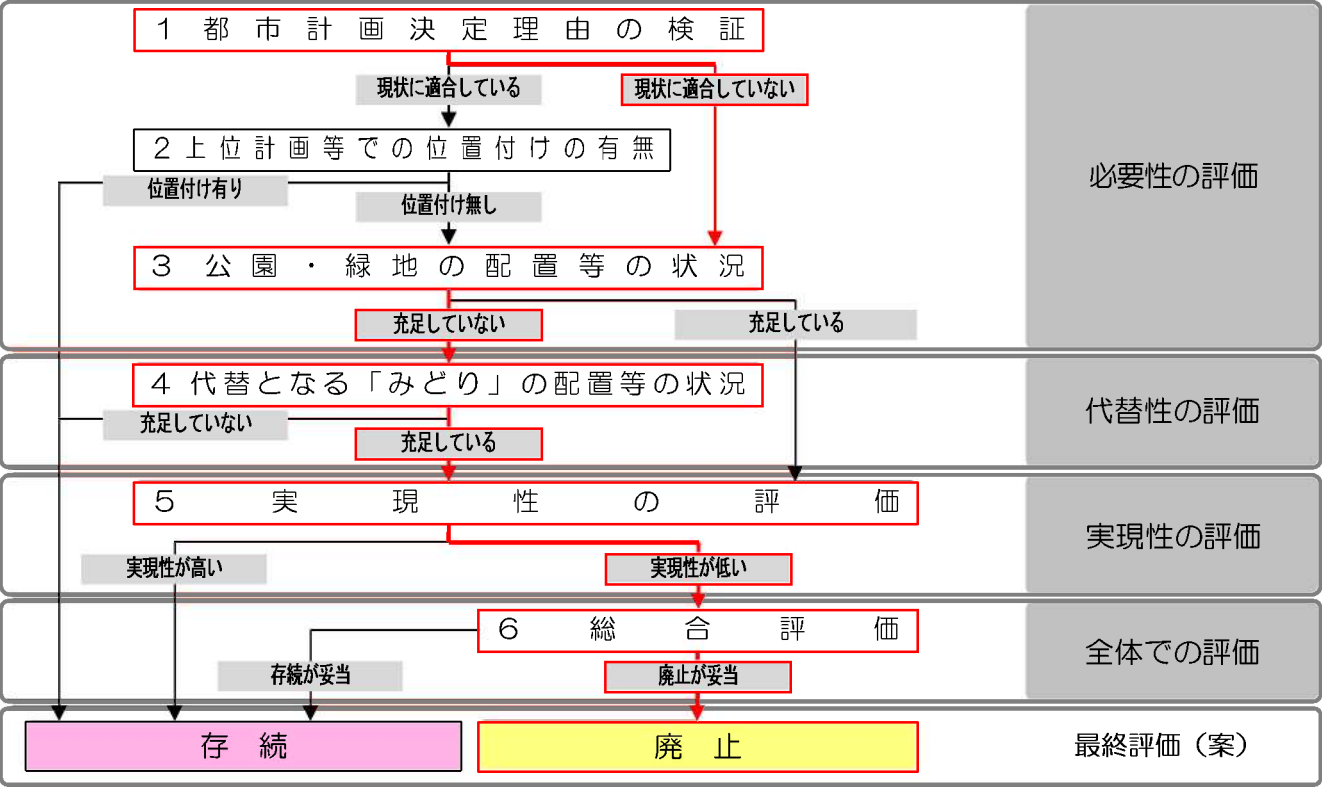
※ [] は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



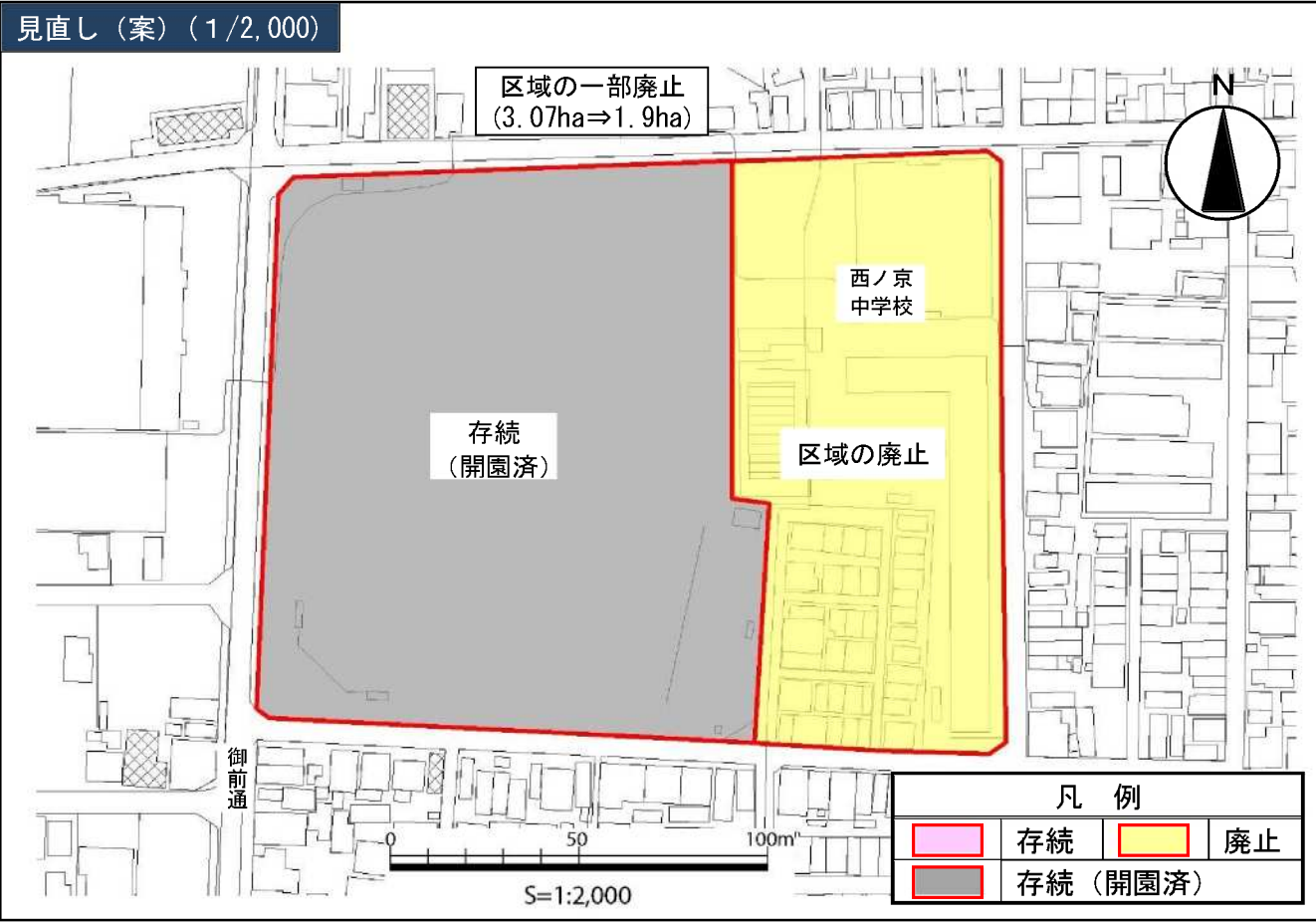
見直し（案）	区域の一部廃止 (2.71ha⇒0.15ha)
評価内容	未着手区域における工場、スポーツ施設、戸建住宅、駐車場の買収は困難と推定されること、また、広域避難場所として西京極運動公園が近接していることから、未着手区域は廃止とする。なお、既設の西中公園をもって街区公園に変更する。

朱雀公園の見直し方針

1. 見直し（案）



※詳細の評価内容は13朱雀-2頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合していない	都市計画決定理由（防空上遺憾の点少なからず有事の際まことに寒心に堪えざるもの）は防空緑地としての計画決定であり、現在意義は失われている。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 二条公園（近隣公園）の誘致圏域と一部重複するエリアがあるものの、同公園は実質未開園であり、他の近隣公園の誘致圏域は離れているため、近隣公園の適正配置の観点から充足していない。 <公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝2.49 m²/人 ≤ 5 m²/人 ※誘致圏の公園・緑地面積：2.64ha（近隣公園 1.91ha、街区公園 0.73ha）÷誘致圏の人口：10,605 人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<「みどり」の配置> 誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・JR二条駅前広場（環境保全、景観形成、防災） ・朱雀第四、六小学校（防災） <「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝5.14 m²/人 ≥ 5 m²/人 ※代替となる「みどり」の面積：5.56ha（上記公園・緑地、JR二条駅前広場 0.90ha、西ノ京中学校（開園済扱いのグラウンド部除く）0.50ha、朱雀第四小学校 0.79ha、朱雀第六小学校 0.73ha）÷誘致圏の人口：10,605 人
5 実現性の評価	実現性が低い	<地域コミュニティの存続への影響> 一団の住宅地（約 50 戸）を買収する必要がある、既存の住宅地におけるコミュニティ継続上の課題が発生することが推定される。 <買収対象となる建築物の立地状況> 一団の住宅地（約 50 戸）、西ノ京中学校（校舎、体育館、プール） <関連事業の状況> 関連事業はない。 <早期に整備効果が見込めるか> 一団の住宅地の買収及び西ノ京中学校の移転となると、権利者の合意形成及び代替地の確保等が必要となり、事業の長期化が推定される。 一団の住宅地の買収及び西ノ京中学校の移転が必要であり、権利者の合意形成及び代替地の確保等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。
6 総合評価	廃止が妥当	未着手区域にある西ノ京中学校敷地は市有地であり他の土地利用が行われる可能性は低い。また、広域避難場所である二条城と近接しているため、防災上の問題はない。

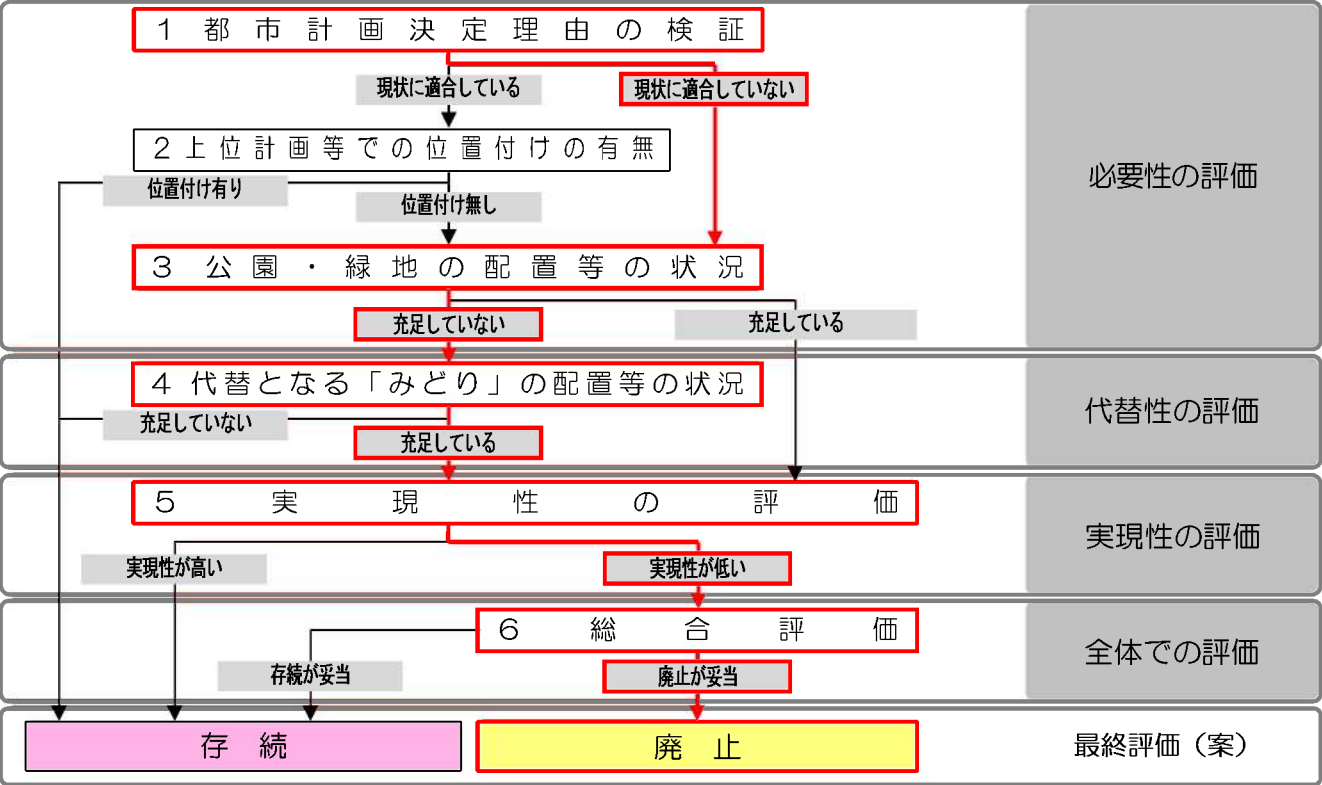
※ [] は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し（案）	区域の一部廃止 (3.07ha⇒1.9ha)
評価内容	未着手区域における一団の住宅地の買収や西ノ京中学校の移転は困難と推定されること、広域避難場所として二条城と近接していることから、未着手区域は廃止とする。

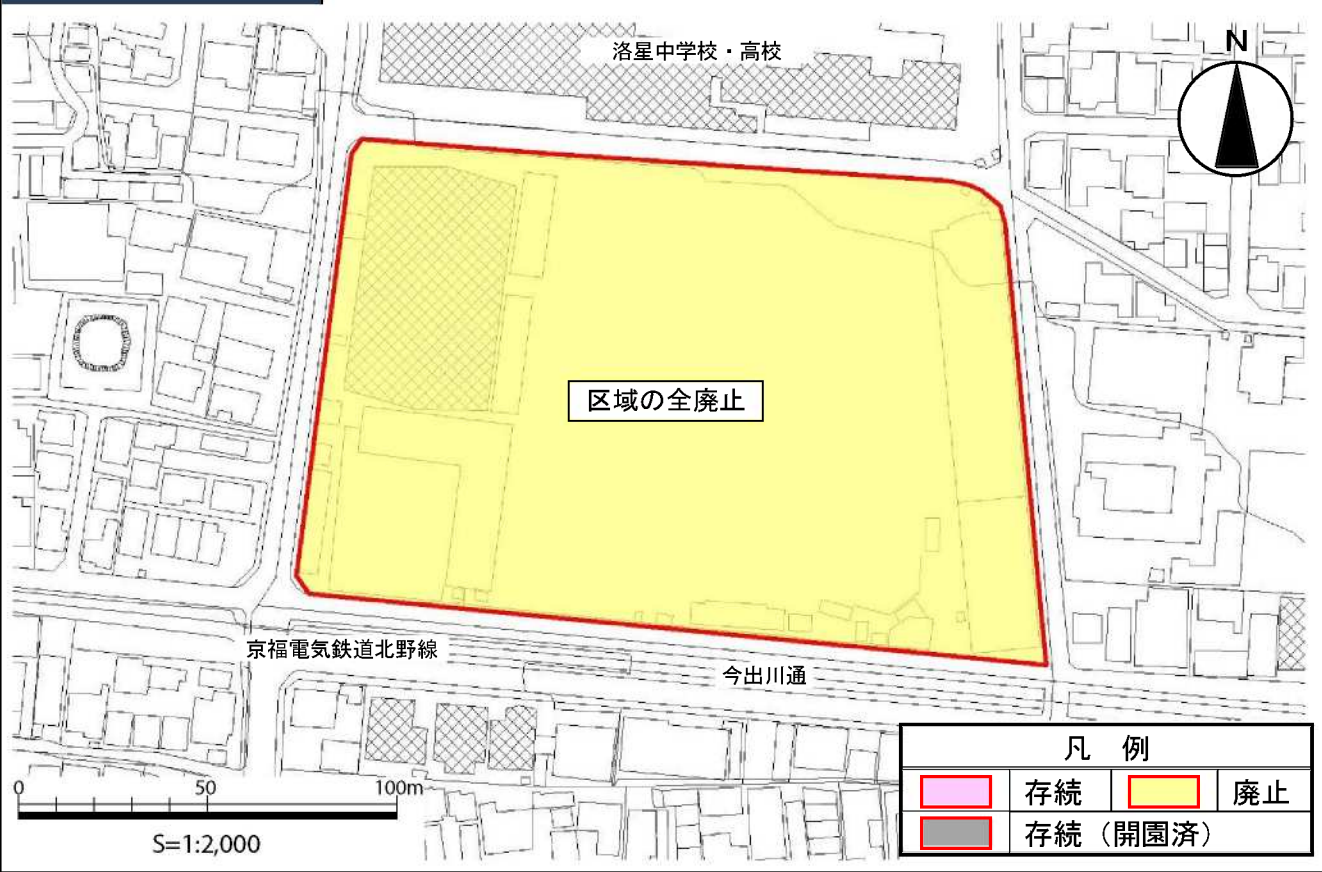
小松原公園の見直し方針

1. 見直し（案）



※詳細の評価内容は 14 小松原-2 頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照

見直し（案）（1/2,000）



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合していない	防空緑地としての計画決定されたと推定されるため、現在意義は失われている。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 本公園（近隣公園）の誘致圏域と重複するエリアはなく、近隣公園の適正配置の観点からは充足していない。 <公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝0.66 m²/人 ≤ 5 m²/人 ※誘致圏の公園・緑地面積：0.53ha（街区公園 0.53ha）÷ 誘致圏の人口：8,054 人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<「みどり」の配置> 全域未着手であるが洛星中学校・高校グラウンドが立地している。また、誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・天神川（環境保全、景観形成、防災） ・平野神社（環境保全、景観形成、防災） ・立命館大学衣笠キャンパス・洛星中・高校・衣笠小学校・大將軍小学校（防災） <「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝6.56 m²/人 ≥ 5 m²/人 ※代替となる「みどり」の面積：5.28ha（上記公園・緑地、平野神社 0.13ha、天神川 0.20ha、立命館大学衣笠キャンパス 1.35ha、洛星中・高校 2.11ha、衣笠小学校 0.38ha、大將軍小学校 0.58ha）÷ 誘致圏の人口：8,054 人
5 実現性の評価	実現性が低い	<地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響はない。 <買収対象となる建築物の立地状況> 洛星中学校・高校の大講堂、芸術棟、グラウンド・テニスコート <関連事業の状況> 関連事業はない。 <早期に整備効果が見込めるか> 洛星中学校・高校の買収となると、学校関係者の合意形成等が必要となり、事業の長期化が推定される。 洛星中学校・高校グラウンドは買収が必要であり、権利者の合意形成等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。
6 総合評価	廃止が妥当	見直し対象区域内の洛星中学校・高校グラウンドは広域避難場所に指定されており、民有地であるが他の土地利用が行われる可能性も低いことから、計画区域から削除しても問題はない。

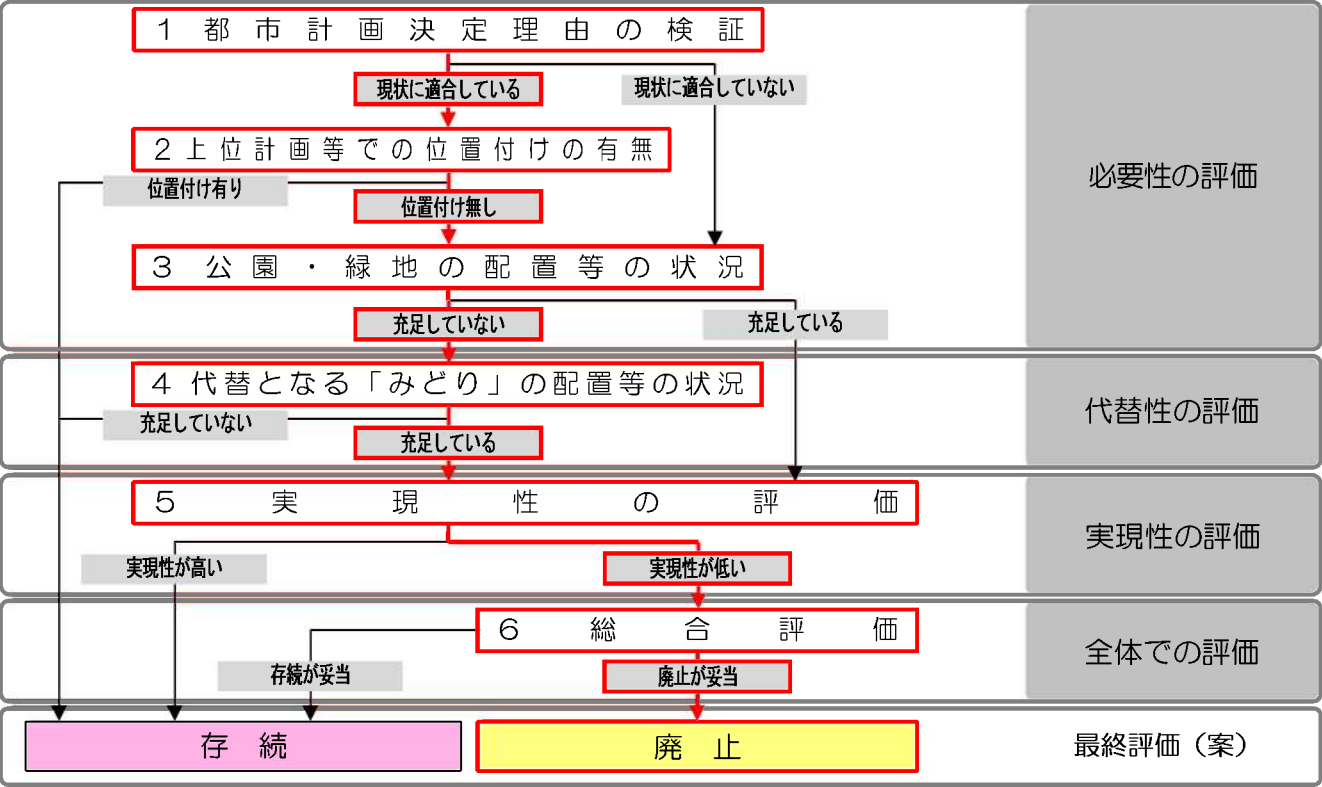
※ [] は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



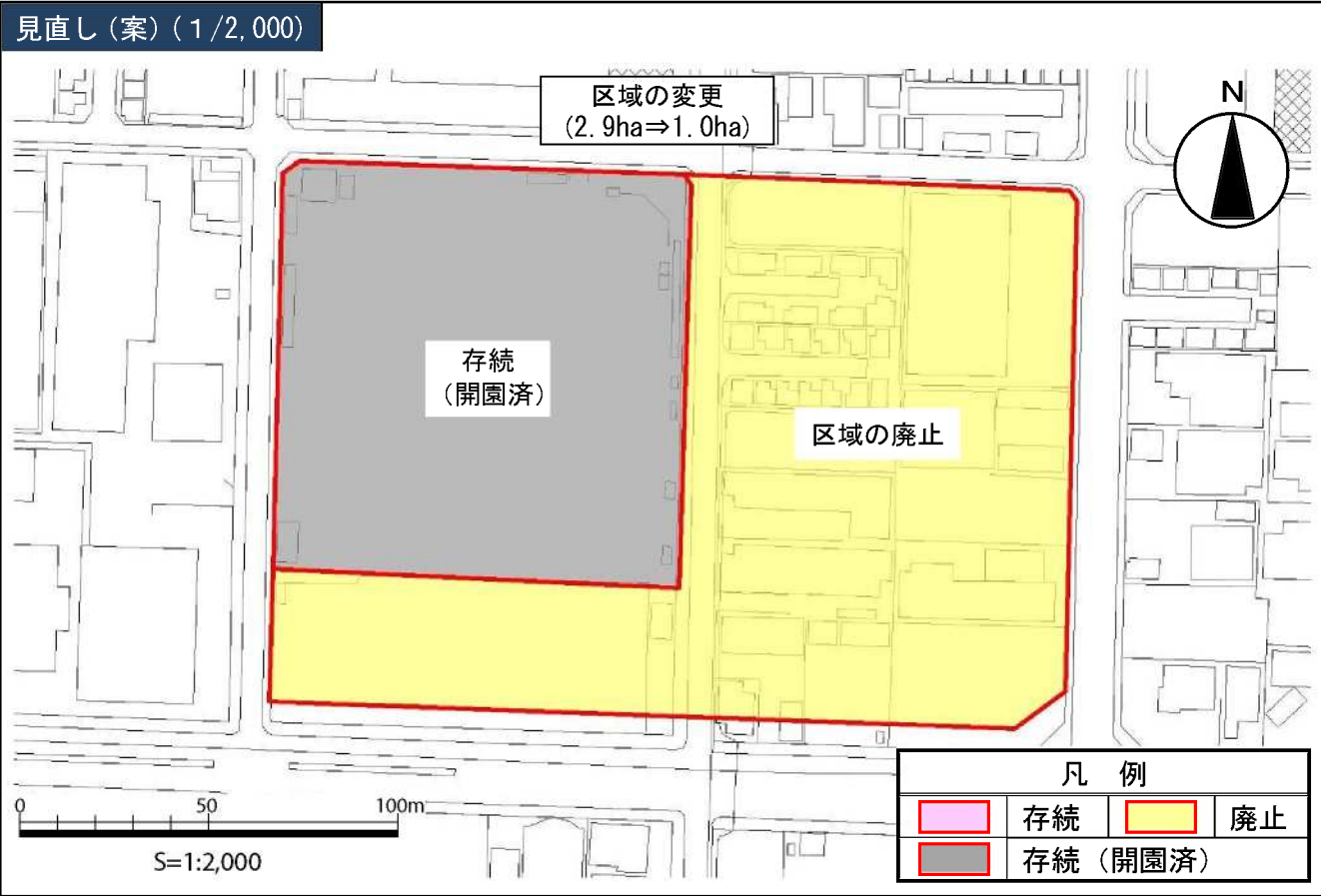
見直し（案）	区域の全面廃止 (2.28ha⇒0ha)
評価内容	未着手区域における洛星中学校・高校グラウンドの買収は困難と推定されること、また、未着手区域は全て民有地であるが、洛星中学校・高校グラウンド等に利用されているため、他の土地利用が行われる可能性は低いことから、未着手区域は廃止とする。

東吉祥院公園の見直し方針

1. 見直し（案）



※詳細の評価内容は15 東吉祥院-2 頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画変更理由（隣接する道路の変更に伴うもの）は、現在も意義はある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 吉祥院公園（地区公園）の誘致圏域と重複するエリアがあるものの、他の近隣公園の誘致圏域から離れているため、近隣公園の適正配置の観点からは充足していない。 <公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝5.46 m²/人≧5 m²/人 ※誘致圏の公園・緑地面積：1.83ha（近隣公園 1.0ha、街区公園 0.83ha）÷誘致圏の人口：3,351人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<「みどり」の配置> 誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・塔南高校・祥栄小学校（防災） <「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝12.41 m²/人≧5 m²/人 ※代替となる「みどり」の面積：4.16ha（上記公園・緑地、塔南高校（開園済扱いのグラウンド除く）1.35ha、祥栄小学校 0.98ha）÷誘致圏の人口：3,351人
5 実現性の評価	実現性が低い	<地域コミュニティの存続への影響> 住宅地（約 20 戸）を買収する必要がある、既存の住宅地におけるコミュニティ継続上の課題が発生することが推定される。 <買収対象となる建築物の立地状況> 事務所、工場、アパート、戸建て住宅地（約 20 戸） <関連事業の状況> 関連事業はない。 <早期に整備効果が見込めるか> 住宅地、工場等の買収及び塔南高校テニスコートの移転となると、権利者の合意形成及び代替地の確保等により、事業の長期化が推定される。 住宅地、工場等は買収及び塔南高校テニスコートの移転が必要であり、権利者の合意形成及び代替地の確保等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。
6 総合評価	廃止が妥当	塔南高校テニスコートは、市有地であり、広域避難場所に指定されているため他の土地利用が行われる可能性は低い。 また、広域避難場所である吉祥院公園（グラウンド）、桂川左岸久世橋上流と近接しているため、計画区域から削除しても防災上の問題は無い。

※ [] は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し（案）	区域の一部廃止 (2.9ha⇒1.0ha)
評価内容	未着手区域における住宅地、工場等の買収や塔南高校テニスコートの移転は困難と推定されることから、未着手区域は廃止とする。